

座間市地域福祉計画

(第五期)

【素案】

令和7年12月

市長
ご挨拶

座間市民憲章

私たち座間市民は、めぐまれた自然と、文化や伝統を誇りとし、明るい街づくりのために、全ての英知をそぞごことを誓って、この憲章を定めます。

- 1 清らかな空と水、緑あふれる郷土を誇りとします。
- 1 いのちを大切にし、健やかな日々のために、力をわかつあいます。
- 1 仕事を生きがいとし、活力ある街をつくります。
- 1 学びあい、心をみがき、豊かな文化をきずきます。
- 1 思いやり、はげましあい、心と心の輪をひろげます。

制定年月日 昭和 56 年 11 月 1 日

座間市民福祉憲章

私たち座間市民は、いかなる時代、いかなる環境に際しても、お互いにいたわり、助け合う心豊かな精神を堅持し、明るく住みよい福祉のまちを築くために、ここに憲章を定める。

- 1 私たち座間市民は、福祉向上のために愛の一聲をかけあいましょう。
- 1 私たち座間市民は、福祉向上のために力をわかつあいましょう。
- 1 私たち座間市民は、福祉向上のために善意をつくしあいましょう。

制定年月日 昭和 49 年 9 月 15 日

目 次

座間市民憲章	4
座間市民福祉憲章	4
第1章	7
計画の基本的な考え方	7
1 計画策定の趣旨	8
2 法的根拠と計画の位置づけ	9
3 計画期間と対象範囲	12
4 地域共生社会の理念との関係	13
第2章	15
座間市の地域福祉を取り巻く現状と課題	15
1. 人口動態・地域特性	16
2. 地域福祉ニーズの分析	25
第3章	33
計画の基本的な考え方	33
1 基本理念と将来ビジョン	34
2 基本目標	35
3 施策の体系	36
第4章	37
施策の展開	37

第5章	51
計画の推進.....	51
1 計画の推進について	52
2 計画の管理・評価について.....	52
第6章	53
資料編	53

第1章

計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

(1) 計画の変遷

近年の福祉を取り巻く状況をみると、高齢者、障がい者、子どもなどの対象ごとの対応では難しい、多様化・複雑化した福祉ニーズがみられるようになり、福祉政策の抜本的な見直しが求められています。平成12年には地方分権一括法の施行により、国が主体で行ってきた多くの福祉施策は地方自治体に移譲され、市町村が実施主体としての役割を担うこととなりました。これに伴い、社会福祉事業法の改正や介護保険制度の導入など、地域住民や関係団体との協力による福祉行政の推進が本格化しました。

これに伴い、座間市においても、平成16年度策定の第1期座間市地域福祉計画から、令和3年度策定の第四期計画（令和3年度～令和7年度）へと、地域福祉の理念と取組を継続・発展させてきました。特に第四期計画では、座間市総合計画を踏まえ、高齢者・障がい者・子どもなど、すべての市民に共通する福祉の基本理念と方向性を示すものとして策定され、座間市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と相互に連携・補完する計画として一体的に推進し、地域住民同士のつながりの強化や、地域福祉活動の充実を目指してきました。

第4期計画期間の終了を迎えるにあたり、第5期計画においても持続可能で実効性の高い地域福祉の仕組みを構築します。

(2) 計画策定の在り方

地域福祉の推進に当たっては、市民の主体的な参画が不可欠であり、本計画は行政の施策指針であると同時に、市民と行政の協働に基づく新たな福祉の在り方を提示する性格を有しています。地域における多様な主体が連携し、相互に支え合う仕組みを構築することにより、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すものです。

2 法的根拠と計画の位置づけ

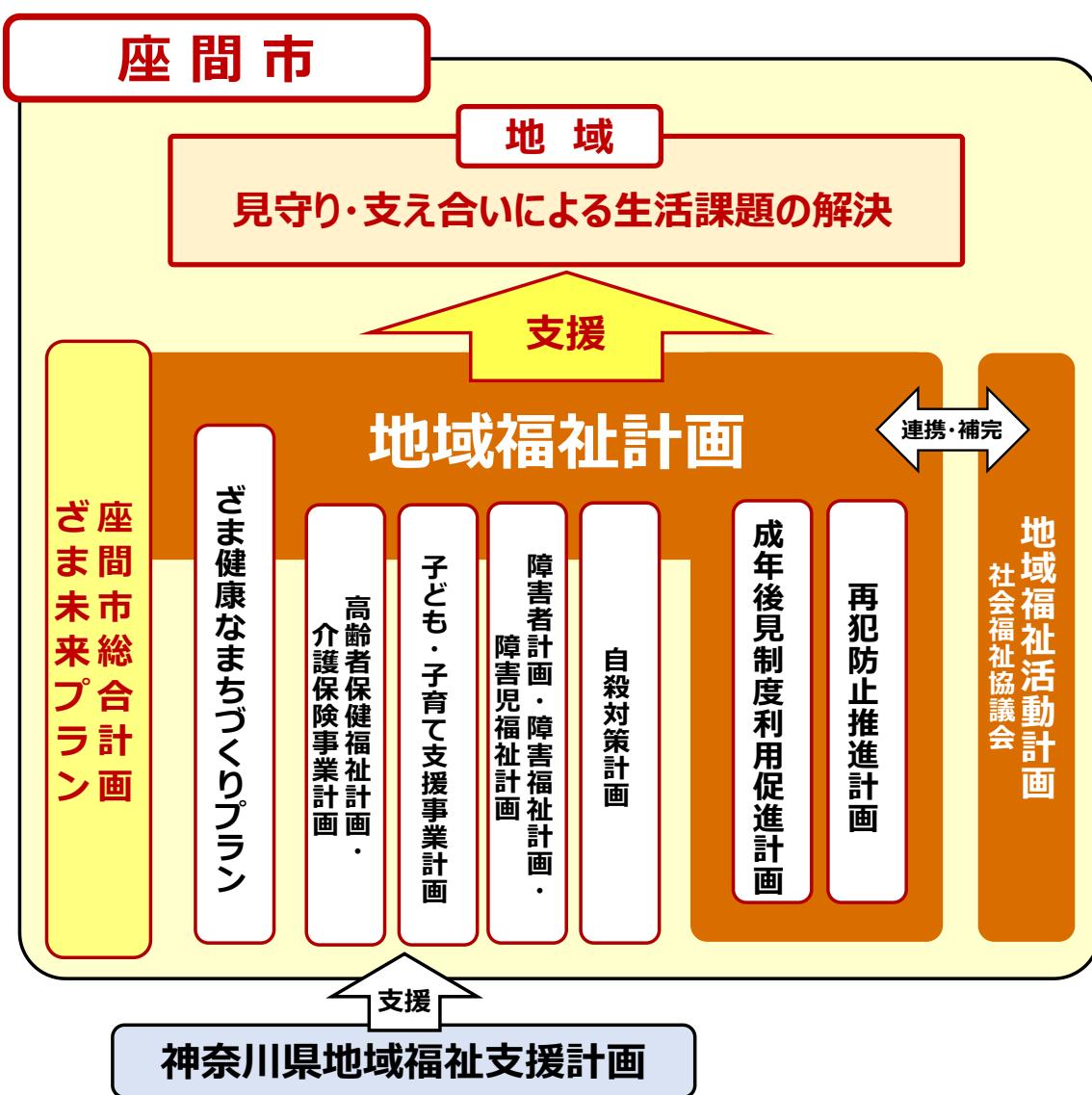
(1) 本計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に規定された市町村地域福祉計画です。

また、地域福祉計画と密接に関連する計画を包含して策定しており、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」、生活困窮者自立支援法第 4 条に規定する取組み、再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条に基づく「再犯防止推進計画」を包含します。

さらに、本計画は座間市総合計画に基づく計画として、高齢者、障がい者、児童、その他福祉に関して共通して取り組むべき事項を示すとともに、福祉部門の各種個別計画の「上位計画」として、地域福祉に関する基本理念と方向性を示すものです。

【地域福祉計画の位置づけ】



社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

（市町村の講ずる措置）

第 14 条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

（地方再犯防止推進計画）

第 8 条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

（2）社会福祉法の改正について

社会福祉法は、地域共生社会の実現を目指し、平成 30 年および令和 3 年に改正されました。平成 30 年改正では、支援を必要とする住民や世帯が抱える多様かつ複合的な課題について、地域住民や福祉関係者が把握し、関係機関と連携して解決を図ることが明確化され、市町村には住民主体の課題解決や包括的支援体制の整備が求められました。令和 3 年改正では、既存の相談支援を基盤としつつ、複雑化するニーズに対応するため、相談支援・参加支援・地域づくり支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が創設されました。さらに、令和 6 年には厚生労働省が「地域共生社会の在り方検討会議」を設置し、単身高齢者や社会的孤立、災害対応、社会福祉法人の役割強化など新たな課題への対応が検討されています。

(3) 「持続可能な開発目標（SDGs）」との関係

平成27年の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標としてSDGs（Sustainable Development Goals）が採択されました。SDGsは、令和12年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて17の目標が設定されています。

本計画の推進にあたっても、特に福祉分野に関連する目標3「すべての人に健康と福祉を」をはじめとした各目標を念頭に、各施策の取組を推進します。



3. 計画期間と対象範囲

本計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とします。

		令和3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	9年度 (2027)	10年度 (2028)	11年度 (2029)	12年度 (2030)
	総合計画		第四次基本構想 H23～R4					第五次基本構想 R5～R12			
	地域福祉計画										
	成年後見制度 利用促進基本計画				第四期地域福祉計画 (成年後見制度利用促進基本計画) (再犯防止推進計画) R3～R7			第五期地域福祉計画 (成年後見制度利用促進基本計画) (再犯防止推進計画) R8～R12			
	再犯防止推進計画										
座間市	障害者計画 障害福祉計画 障害児計画		障害者計画 障害福祉計画 (第六期) 障害児計画（第二期） R3～R4		障害者計画 障害福祉計画 (第七期) 障害児計画（第三期） R6～R8		障害者計画 障害福祉計画 (第八期) 障害児計画（第四期） R9～R11			次期 計画	
	こども計画						こども計画 R7～R11			次期 計画	
	子ども・子育て 支援事業計画		第2期 R2～R6								
	高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画		第8期 R3～R5		第9期 R6～R8		第10期 R9～R11			次期 計画	
	自殺対策計画		第1期 H31～R5		第2期 R6～R10					次期 計画	
	国民健康保険 保健事業実施計画				国民健康保険保健事業実施計画 R6～R11					次期 計画	
	地域福祉活動計画 (社会福祉協議会が策定)	第3次 H31～R3		第4次 R4～R8			第5次 R8～R12				
県	神奈川県地域福祉支援計画		第4期 H30～R4		第5期 R5～R8		第6期 R9～R12				
国	社会福祉法				●一部改正 (R6年4月24日公布)						
	地域共生社会推進検討会				●最終とりまとめ（R元年12月）						

4. 地域共生社会の理念との関係

(1) 地域共生社会とは

地域福祉の課題解決には、行政の縦割りを超えて、支える側・支えられる側といった枠を固定せず、多様な主体が協働することが求められます。世代や分野を超えたつながりにより、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、地域をともに創っていく社会を「地域共生社会」といいます。地域共生社会実現のためには、支援を受けた人が別の場面で支える側となり、行政や相談機関のみならず地域住民や団体、企業と連携して問題解決を図ることが重要です。

地域共生社会の理念は、世代や分野を超えて支え合いながら誰もが役割を持ち暮らせる社会をめざすものであり、地域福祉の根幹をなす考え方です。本計画では、この理念を具体化するため、行政と地域住民、団体や企業が協働し、地域課題の解決と安心して暮らせる環境づくりを推進していきます。

【地域共生社会のイメージ図】



資料:厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>

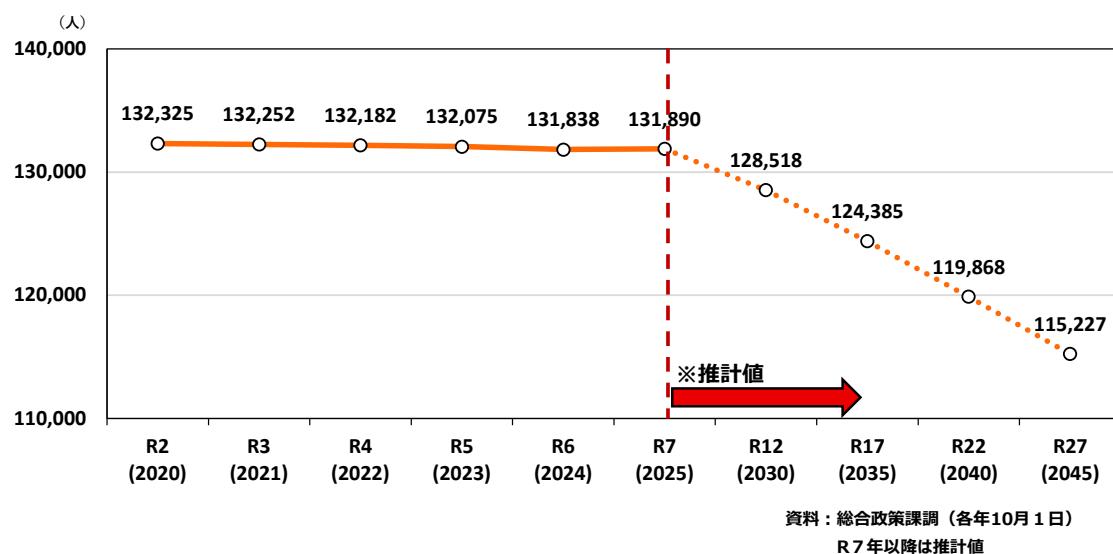
第2章

座間市の地域福祉を取り巻く現状と課題

1. 人口動態・地域特性

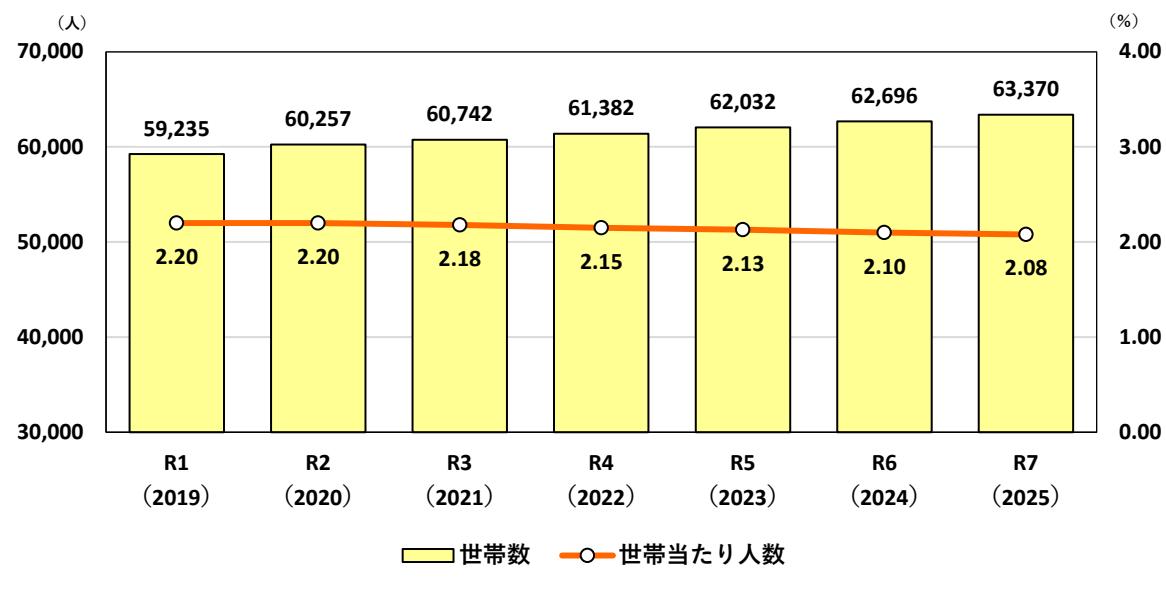
1. 人口の推移

座間市の人口は、令和 2 年の 132,325 人から令和 7 年の 131,890 人まで横ばいで推移した後、減少が加速し、令和 12 年に 128,518 人、令和 22 年に 119,868 人、令和 27 年には 115,227 人へと縮小していく見通しです。



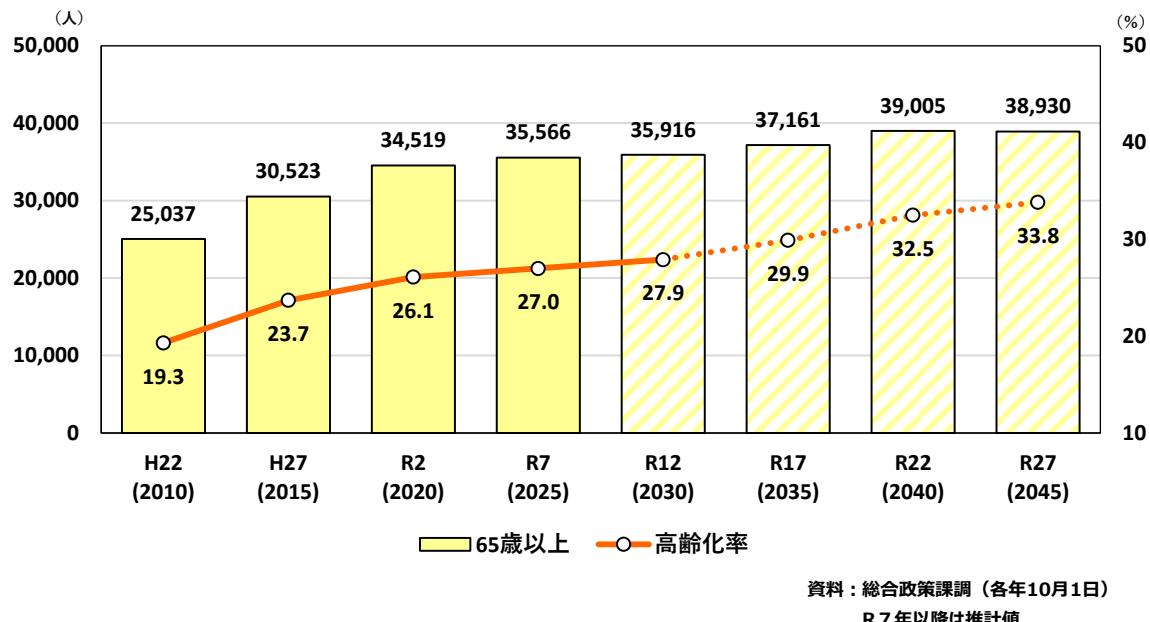
2. 世帯数の推移

座間市の世帯数は増加基調で、令和元年の 59,235 世帯から令和 7 年には 63,370 世帯へと増加しています。一方、世帯当たり人数は 2.20 人から 2.08 人へと緩やかに縮小しており、小規模世帯化が進展しています。



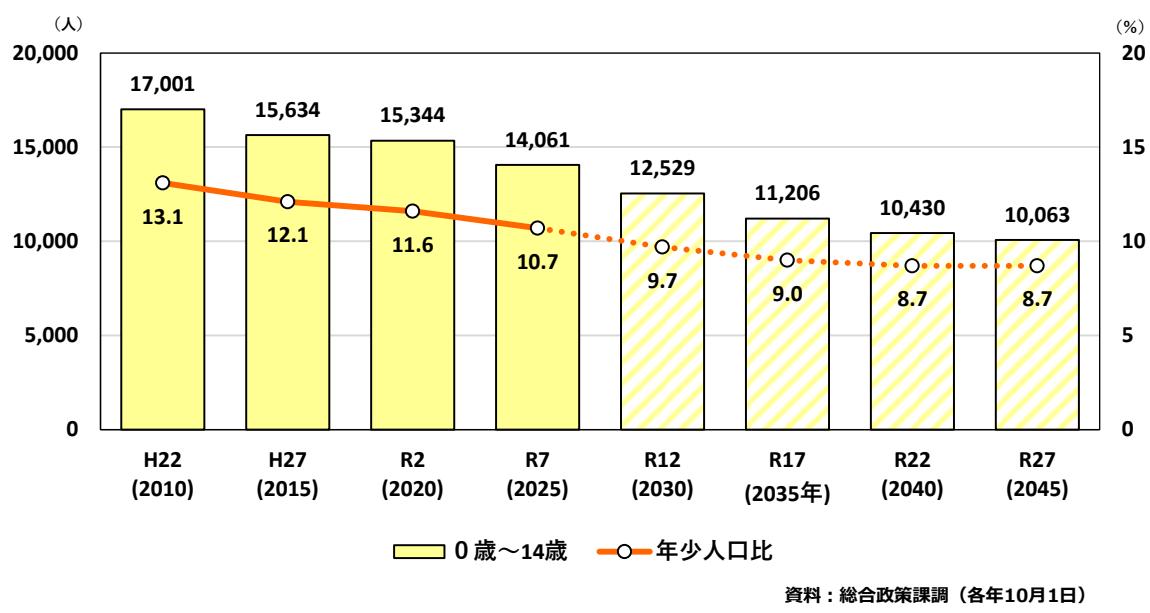
3. 高齢者人口の推移

65歳以上人口は、平成22年25,037人から、令和27年には38,930人へ推移する見込みです。高齢化率は19.3%から33.8%へ上昇し、年代を通じて約30%台で推移する見通しです。



4. 子ども人口の推移

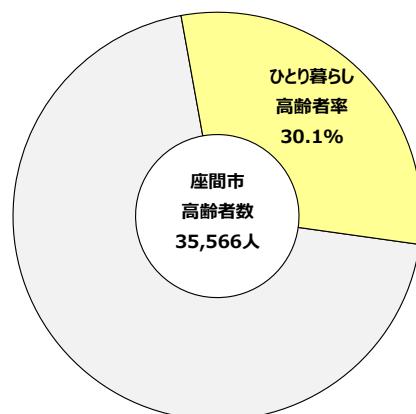
0～14歳人口は減少傾向にあり、平成22年の17,001人から令和7年に14,061人、令和22年に10,430人、令和27年には10,063人へと縮小していく見通しです。年少人口比も13.1%から最終的に8.7%へと低下し、少子化の進行が続くことが示されています。



5. ひとり暮らし高齢者の現状（市全域・日常生活圏域ごと）

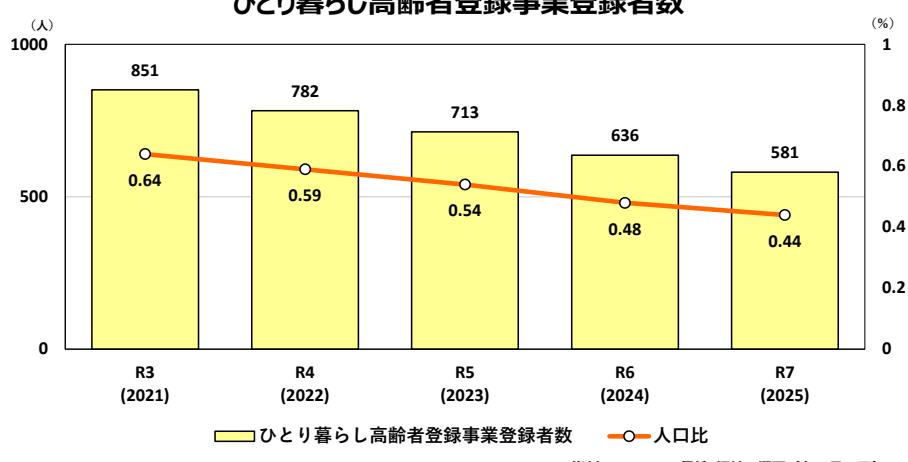
ひとり暮らし高齢者登録事業の登録者数は 2021 年から 2025 年にかけて減少傾向となっており、日常生活圏域では第 2 圏域が最多で第 3・6 圏域が最少、また座間市全高齢者に占めるひとり暮らし高齢者の割合は 30.1% に達しています。

ひとり暮らし高齢者率



資料：長寿支援課調（各 4月 1日）

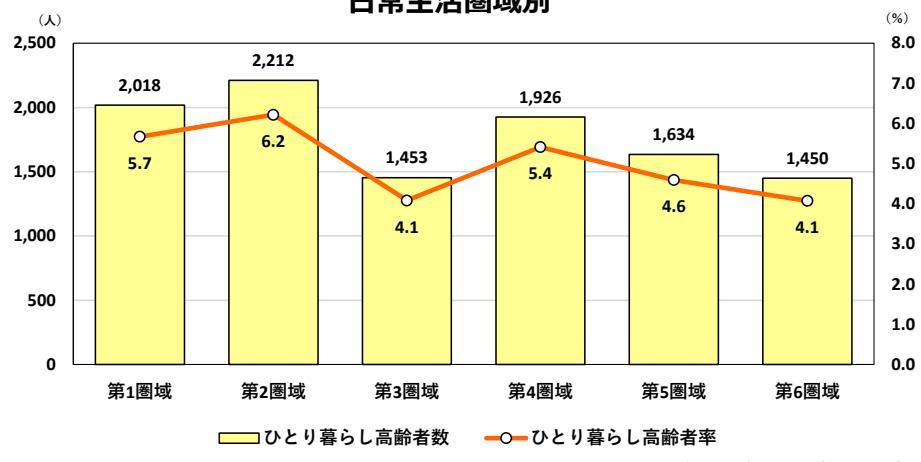
ひとり暮らし高齢者登録事業登録者数



資料：R3～R6 保健・福祉の概要（各 4月 1日）

R7 長寿支援課調（各 4月 1日）

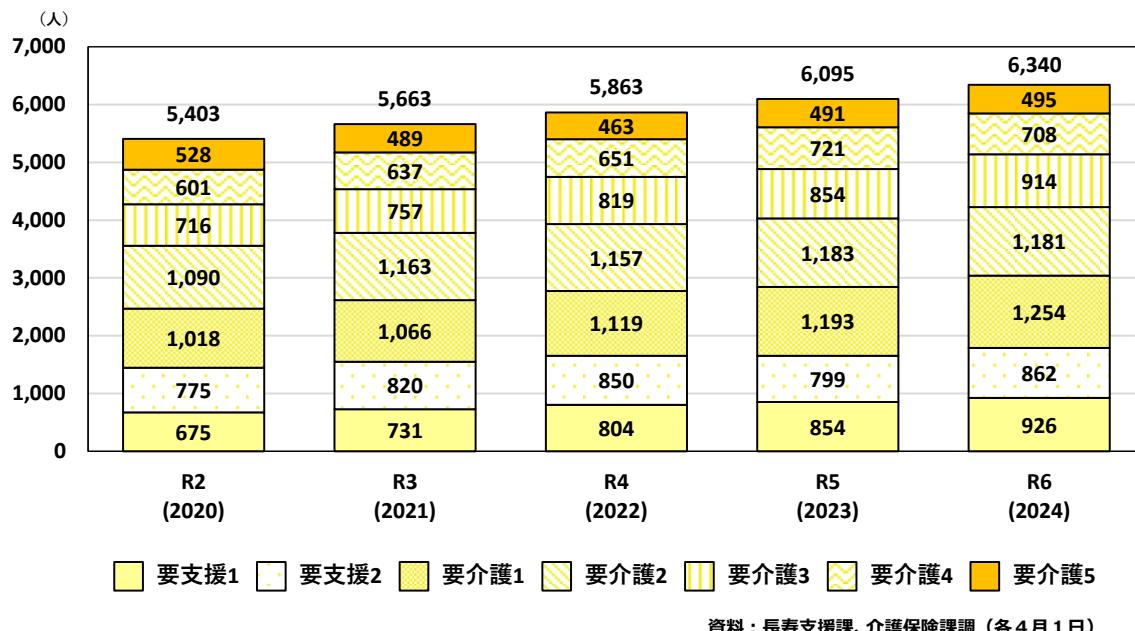
日常生活圏域別



資料：地域福祉課調（各 4月 1日）

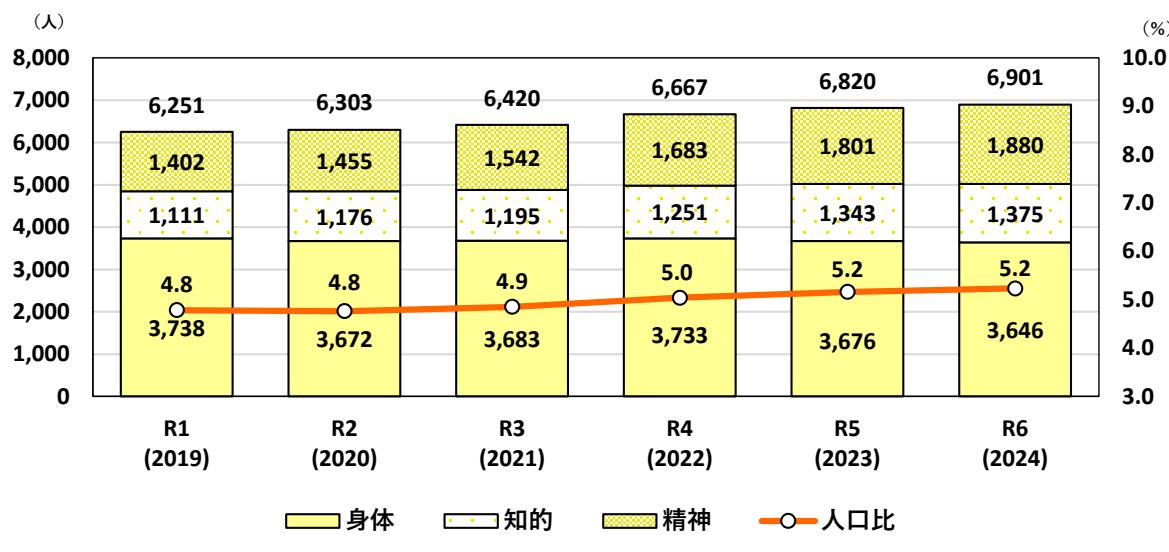
6. 要介護高齢者の推移

要介護・要支援認定者は増加傾向にあり、総数は令和2年約5,403人から令和6年には約6,340人へと約1,000人増加しています。区分別では要介護1～4が増え、特に要介護3は716人から914人、要介護4は601人から708人へ増えています。



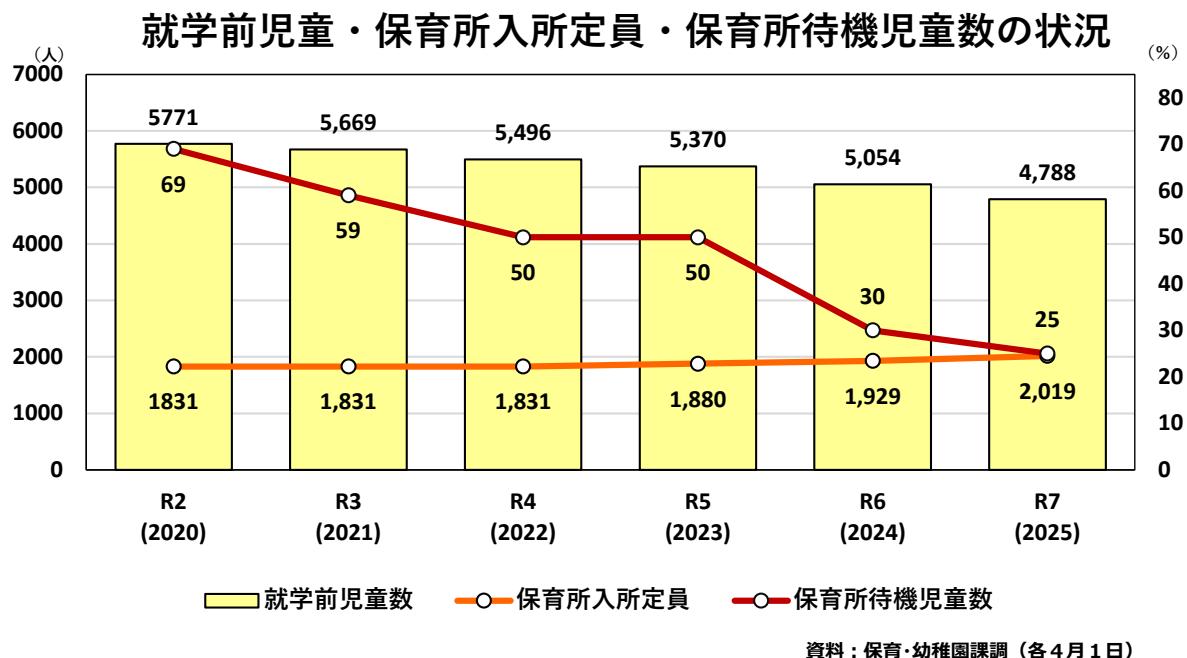
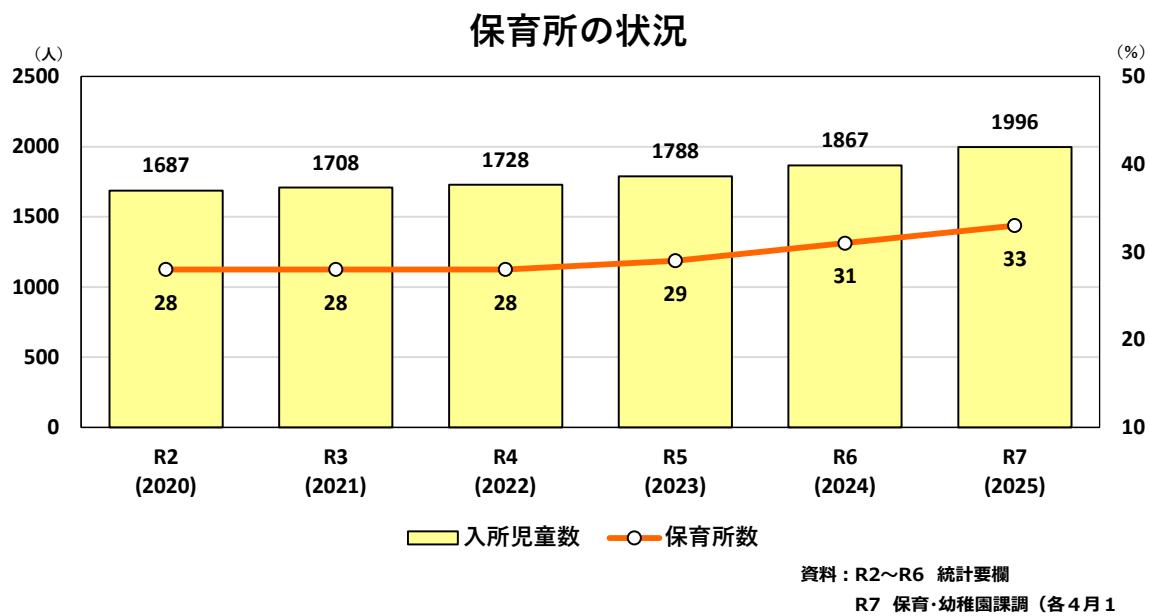
7. 障がい児（者）の推移

障害者手帳所持者数は増加基調で、令和1年の約6,251人から令和6年には約6,901人へ拡大し、人口比も4.8%から5.2%へ上昇しています。区分別では身体が横ばいで推移する一方、知的と精神が増加し、特に精神は1,402人から1,880人へと大きく増加しています。



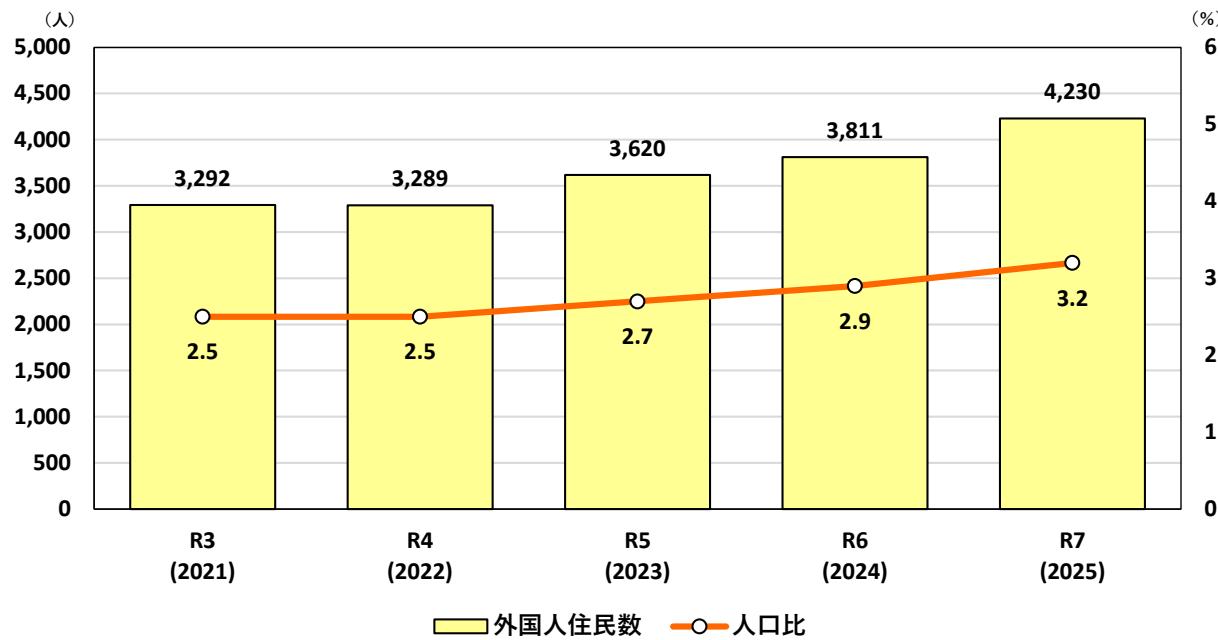
8. 入所児童数、就学前児童数の推移

保育所入所児童数は令和2年1,687人から、令和7年に1,996人へ増加し、保育所数も28か所から33か所へ拡充されています。一方、就学前児童数は5,771人から4,788人へ減少するなか、入所定員は1,831人前後で横ばい、待機児童数は69人から25人へ着実に縮小しています。



9. 外国人住民の状況

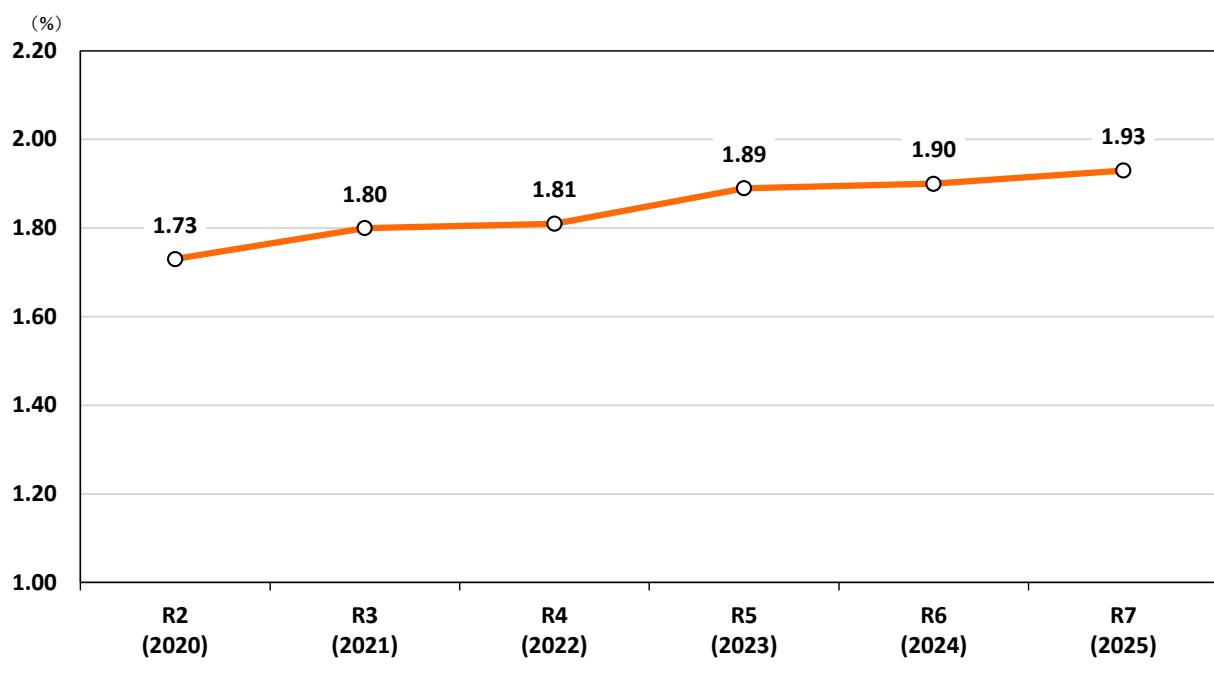
外国人住民は増加傾向で、令和3年3,292人から令和7年には4,230人へ拡大し、人口比も2.5%から3.2%へ上昇しています。



資料：戸籍住民課調（各4月1日）

10. 生活保護の推移

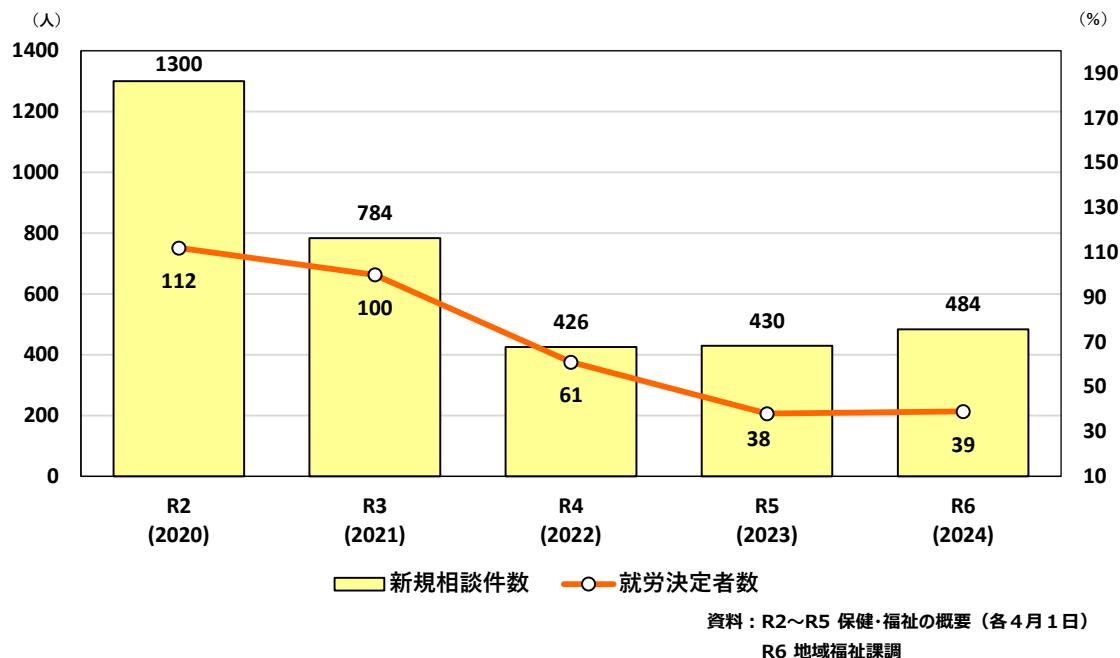
生活保護率は増加傾向で、令和2年1.73%から令和5年1.89%、令和7年には1.93%へと緩やかに上がっています。また、近年の社会情勢の変化に伴い、生活困窮に至る要因が複雑化、多様化しています。



資料：保健・福祉の概要（各4月1日）

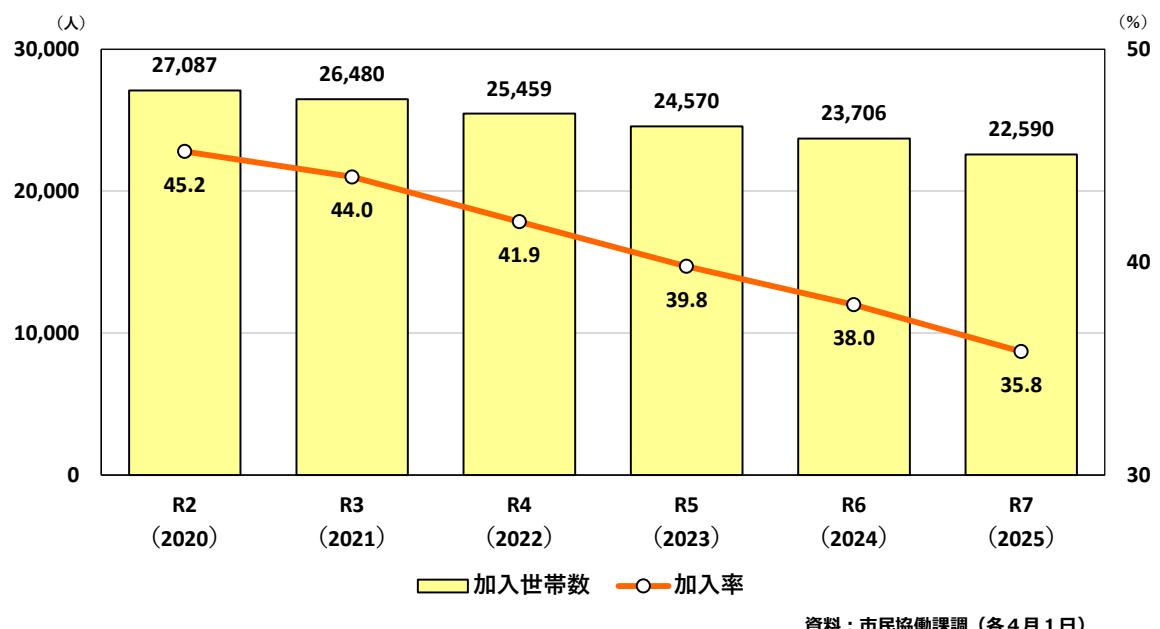
11. 生活困窮者就労者数

新規相談件数は令和 2 年の 1,300 件から令和 4 年 426 件まで大幅に減少し、その後 R6 に 484 件とやや増加しました。就労決定者数は 112 人から段階的に減り、R6 は 39 人で推移しており、相談の質の変化や就労までのハードルの高さがうかがえます。



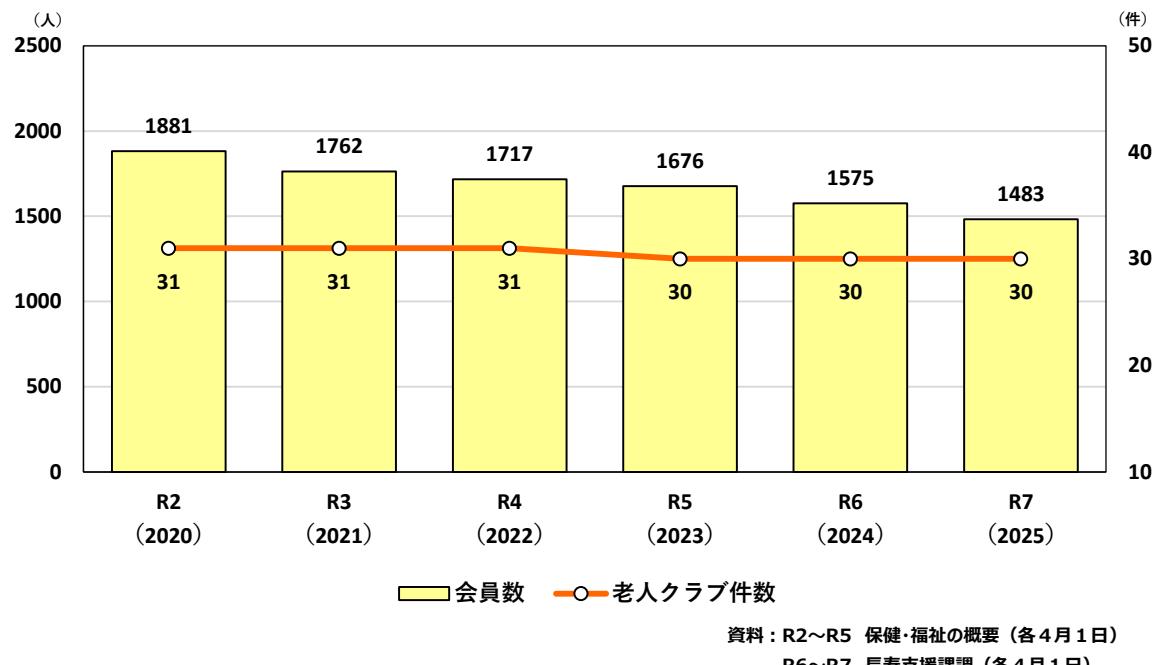
12. 自治会加入状況

自治会加入世帯数は令和 2 年 27,087 から令和 7 年 22,590 へ減少し、加入率も 45.2% から 35.8% へ低下しています。



13. 老人クラブの状況

老人クラブ会員数は令和2年1,881人から令和7年1,483人へ減少し、クラブ数は同期間を通じて30団体で横ばいです。



14. 市社会福祉協議会ボランティアセンター登録団体数

市社会福祉協議会ボランティアセンターへの登録団体数は令和7年6月現在で54団体です。また、ボランティアの個人登録も行っており、令和6年度の登録者数は321人です。

分野名	団体数
障がい者・高齢者支援	14
学術・文化・芸術等振興	14
福祉施設支援	3
子育て支援	10
外国人支援	4
まちづくり環境保全	9
合計	54

15. 地域の枠組みの例

座間市には、様々な地域の枠組みがあります。

6圏域(日常生活圏域) 図

自治会区分 図

2. 地域福祉ニーズの分析

第五期座間市地域福祉計画（令和8年度～令和12年度）を策定する基礎資料とすることを目的に、地域福祉の現状及びニーズ等について調査を実施しました。

【調査期間】

令和6年9月30日（月）～令和6年10月31日（木）

【調査票の回収結果】

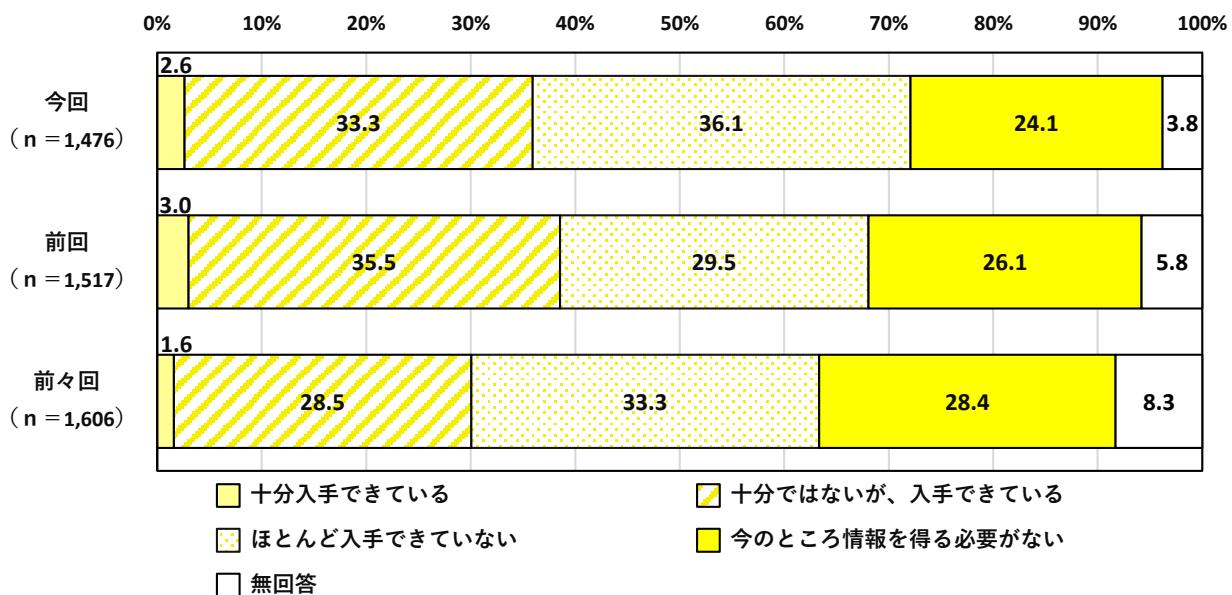
配布数	有効回収数	有効回収率
3,000件	1,476 件	49.2%

1. 情報格差と相談体制

●自分に必要な福祉サービスの情報をどの程度入手できていると思うか

「十分ではないが入手できている」36.1%と「十分入手できている」33.3%の合計が約7割となる一方で、「今のところ情報を得る必要がない」も24.1%あり、前回（26.1%）・前々回（28.4%）からは低下していることから、必要層には届き始めている半面で未充足や無関心層が依然存在し、暮らしの変化時に備えた分かりやすい周知と相談先の明確化を継続することが重要となります。

【福祉サービス情報の入手状況（全体・経年比較）】

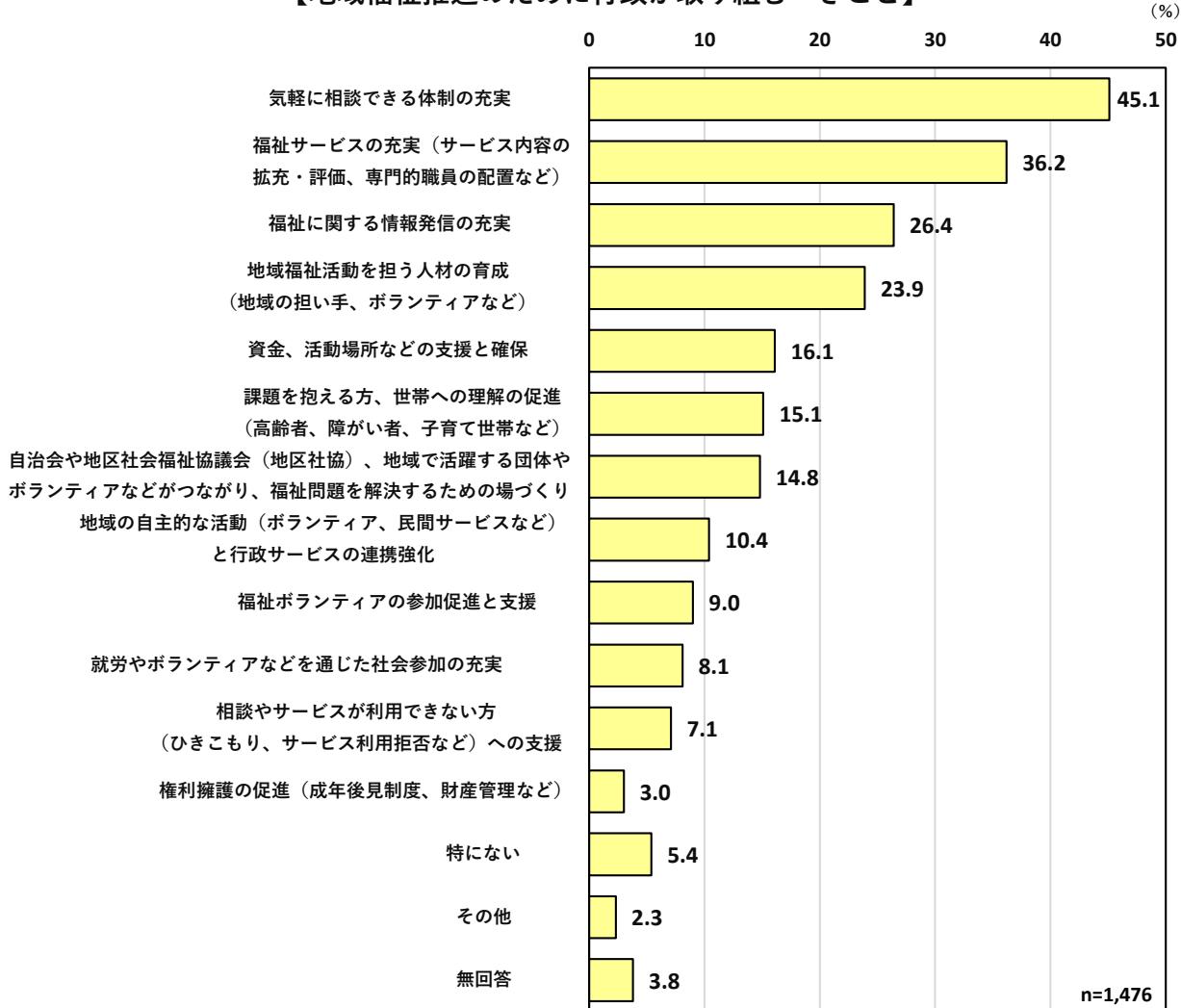


資料：地域福祉計画策定のためのアンケート調査（令和7年3月）

●地域福祉を推進するために、行政が取り組むべきこととして、重要と思うもの

行政が優先して取り組むべきこととして、「気軽に相談できる体制の充実」が 45.1%で最も高く、次いで「福祉サービスの充実」36.2%、「福祉に関する情報発信の充実」26.4%、「地域福祉活動を担う人材の育成」23.9%が上位を占め、相談の入口整備とサービス・情報・人材の三位一体の強化が市民ニーズの中心であることが分かる一方、「権利擁護の促進」3.0%や「相談やサービスが利用できない方への支援」7.1%など見逃されがちな領域も一定の要望が示されており、身近な相談環境の底上げと同時に、支援につながりにくい人へ届く施策を織り込む視点が求められます。

【地域福祉推進のために行政が取り組むべきこと】



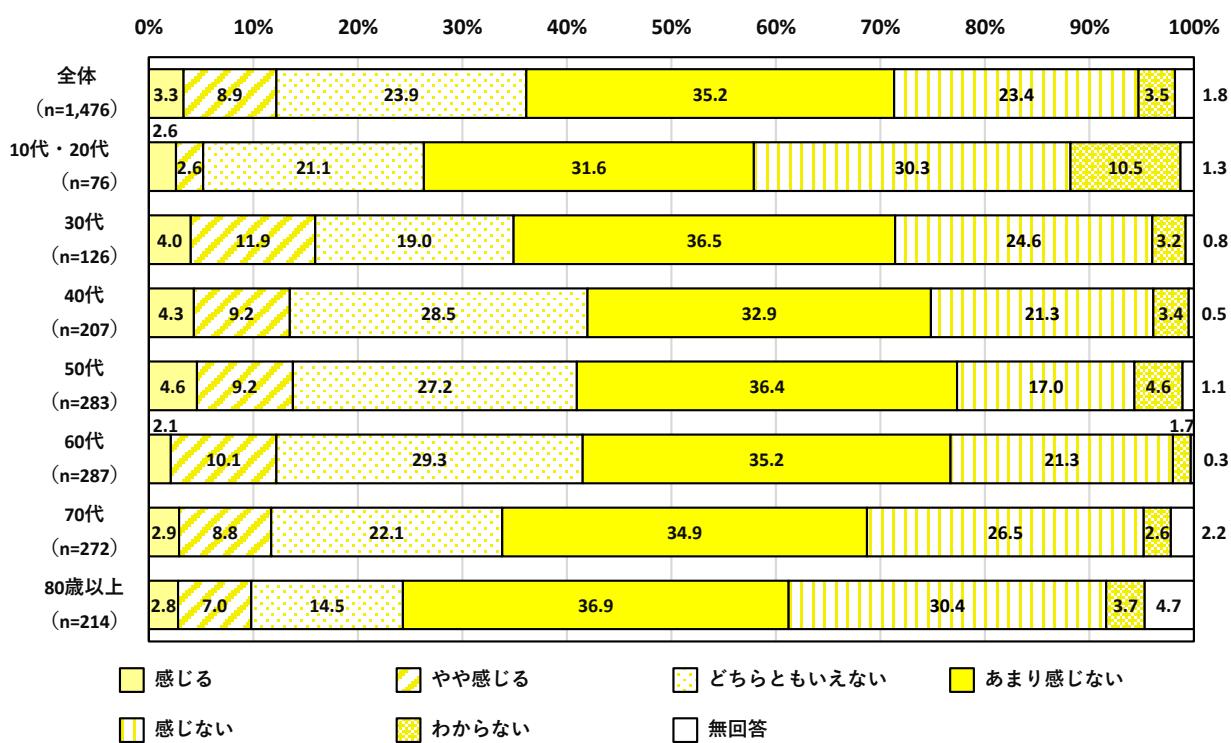
資料：地域福祉計画策定のためのアンケート調査（令和7年3月）

2. 地域の支え合いや見守り

●今住んでいる地域で孤立感を感じることがあるか

全体では「あまり感じない」35.2%が最多である一方、「どちらともいえない」23.9%と「やや感じる・感じる」計 12.2%が合わせて 3 人に 1 人規模に達し、地域のつながりが十分に実感できていない層が相応に存在します。これらの傾向から、若年層には学校・地域活動・オンラインの交流機会をつなぐ仕掛けを、超高齢層には戸別訪問や見守り・通いの場といった相談窓口や通いの場といった直接つながる場を増やし、それぞれのニーズに応じて支援へ橋渡しできる経路を整えることが必要となります。

【地域での孤独感（年代別）】



資料：地域福祉計画策定のためのアンケート調査（令和7年3月）

●住民同士が見守り、助け合い、支え合う活動の中で、必要だと思うものは何か

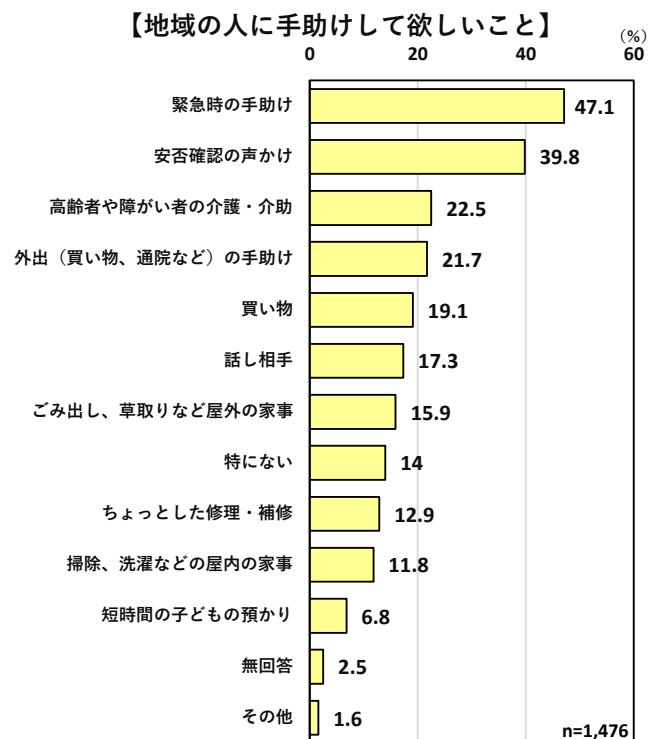
住民同士の支え合いで必要とされる活動は全体で、「高齢者の生活支援」37.7%と「災害時の支え合い」35.9%が二本柱で、「自治会の活動」26.0%や「子育てを支援する活動」20.5%も一定の支持があり、年代別には 30 代で「子育てを支援する活動」50.8%が突出、60 代は「高齢者の生活を支援する活動」45.6%と「災害時の支え合い」40.8%が高く、80 歳以上は「自治会の活動」39.7%が最多となるなど、世代ごとの関心と関わり方が異なるため、各世代が参加しやすい入口と役割の整備が重要です。

	母数 (n)	自治会の活動	（地区社会福祉）の協議活動会	支援するの活動を	支援がすくの活動の方の生活を	をなづくの活動方の生	高齢者やの生	障がいの生	子育てを支援する活動	特技や趣味を活かした活動	災害時に支え合う活動	で相談なさい方や一社の支援利用	居場所が立つちくくる活動地	誰もが立つちくくる活動地	子高齢者、世帯障がいの理解のある方や	高齢者、障がいの虐待対策ある方や	特にない	その他	無回答
全体	1476	26.0	12.0	37.7	13.2	16.2	20.5	12.8	35.9	6.4	18.0	13.7	2.6	6.2	3.3	3.0			
年代	10代・20代	76	19.7	9.2	▼19.7	10.5	21.1	△40.8	10.5	△47.4	9.2	17.1	17.1	7.9	7.9	1.3	-		
	30代	126	19.8	5.6	▼21.4	13.5	11.1	△50.8	11.1	35.7	8.7	19.0	19.8	4.0	5.6	2.4	1.6		
	40代	207	22.2	5.8	31.9	15.9	12.6	△37.2	15.5	40.6	12.1	14.5	16.4	3.4	6.8	1.9	1.4		
	50代	283	21.6	11.0	42.4	20.5	18.0	20.5	15.2	36.7	6.4	14.1	14.8	3.5	3.9	4.6	0.7		
	60代	287	23.7	14.3	45.6	12.5	20.2	15.7	12.2	40.8	4.9	19.2	11.1	2.1	4.5	3.8	1.0		
	70代	272	29.8	17.6	40.8	10.7	17.6	▼8.5	11.0	33.5	2.9	22.1	13.2	1.8	7.0	2.6	4.0		
	80歳以上	214	△39.7	13.6	36.9	5.6	11.7	▼2.3	12.1	▼23.4	5.1	19.2	8.4	-	10.3	3.3	10.7		
居住地域	相模が丘	255	22.0	11.8	41.6	18.0	18.8	19.2	11.4	32.2	7.8	16.5	16.9	3.1	6.3	1.2	3.5		
	ひばりが丘	309	27.2	10.7	36.9	12.9	15.2	21.0	11.3	38.2	6.8	19.1	12.9	3.6	4.9	2.6	2.9		
	栗原	238	30.7	11.3	33.6	10.1	14.7	27.3	14.7	31.5	4.6	23.5	13.0	2.1	6.3	5.0	1.7		
	相武台	271	23.6	14.4	41.3	15.1	18.5	20.3	12.2	40.2	4.4	12.5	13.7	1.8	5.5	4.4	3.0		
	立野台	173	26.0	13.3	37.0	11.0	15.0	20.2	13.3	33.5	5.8	17.3	12.7	2.9	6.9	4.0	3.5		
	新田宿	224	27.2	10.7	34.8	10.7	14.3	15.2	14.7	38.4	8.9	19.2	12.1	2.2	8.5	1.8	3.6		

資料：地域福祉計画策定のためのアンケート調査（令和7年3月）

●住民同士が見守り、助け合い、支え合う活動の中で、必要だと思うものは何か

地域の人に望む手助けとして「緊急時の手助け」47.1 %と「安否確認の声かけ」39.8%が突出し、続いて「高齢者や障がい者の介護・介助」22.5%や「外出（買い物・通院など）の手助け」21.7%、「買い物」19.1%、「話し相手」17.3%と、命と暮らしを守る安心の確保と日常の軽度な支え合いが二本柱となっています。



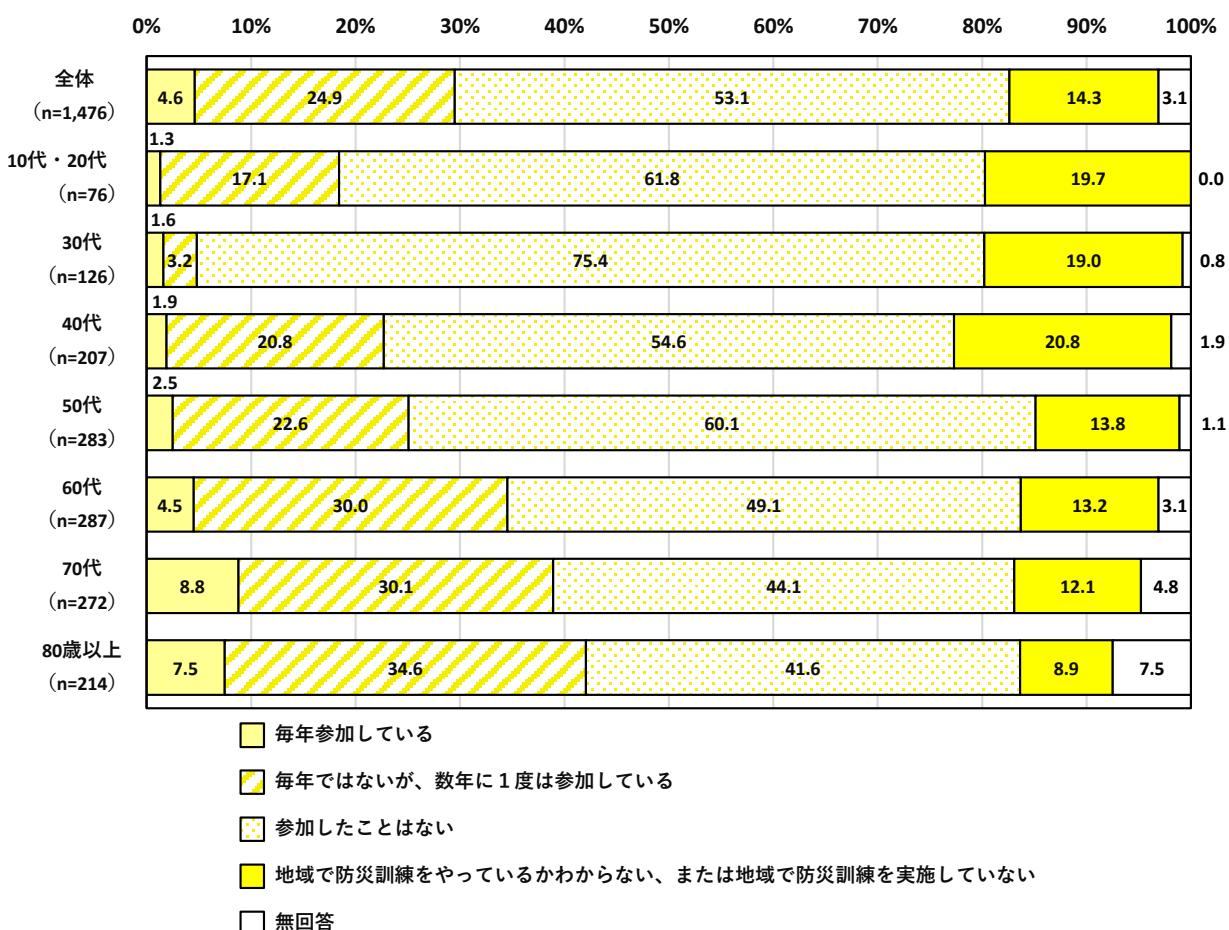
資料：地域福祉計画策定のためのアンケート調査（令和7年3月）

3. 地域防災と福祉の連携

●あなたはお住まいの地域の防災訓練に参加したことはあるか。

防災訓練の参加状況は全体で「参加したことない」53.1%が最多で、「毎年ではないが数年に1度は参加している」24.9%と「地域で実施しているか分からない・実施していない」14.3%が続き、年代別では40~60代で不参加が49.1~60.1%と高く、70代は「毎年参加している」8.8%と比較的関与が見られる一方、10・20代と30・40代では「分からず・実施していない」が約19~20%と目立っています。

【防災訓練の参加状況（年代別）】

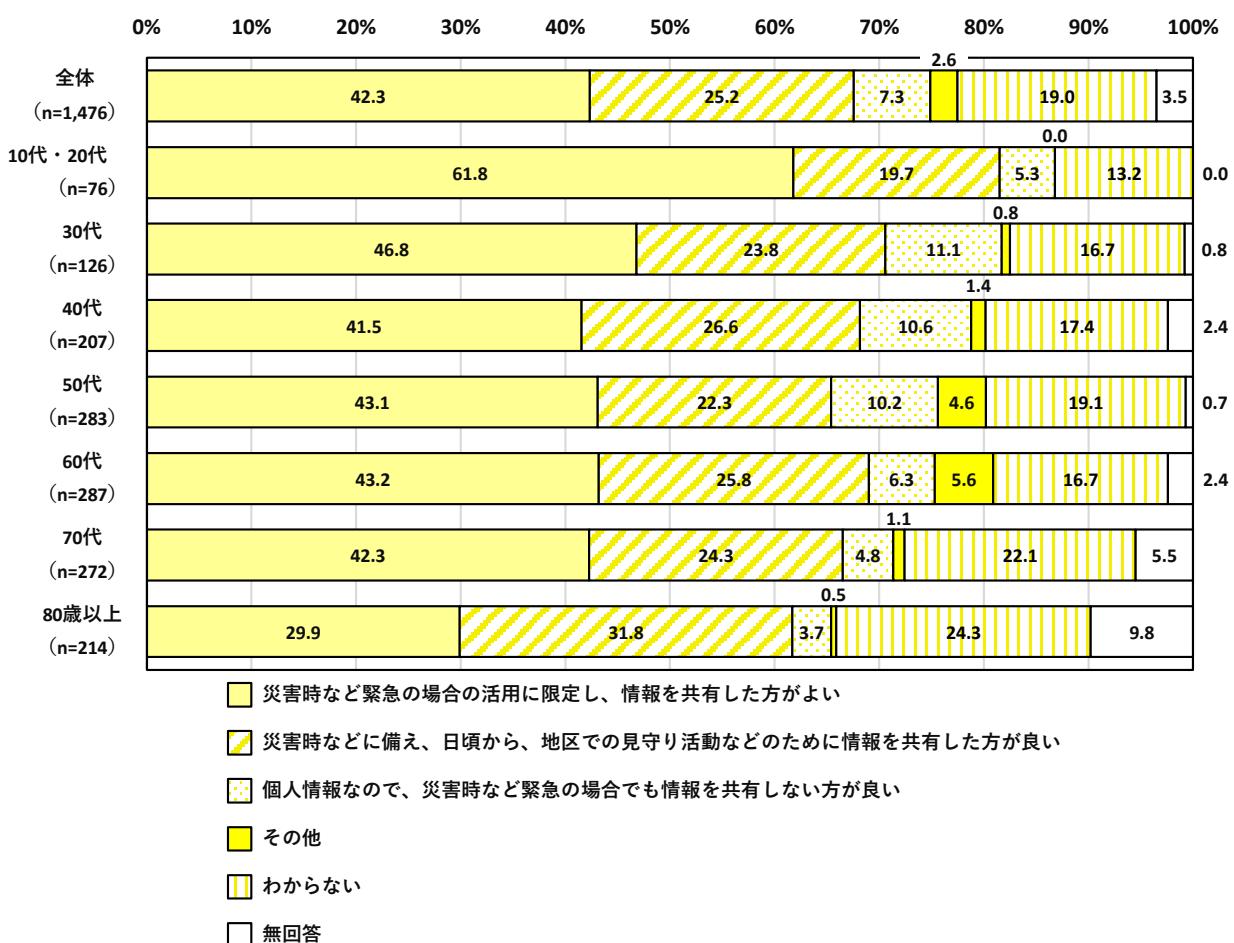


資料：地域福祉計画策定のためのアンケート調査（令和7年3月）

●災害時に備えるなどの理由で、地区にお住まいの方の情報を必要に応じて自治会などで共有することについてどう感じるか。

自治会での住民情報の共有については、全体で「災害時など緊急の場合に限定して共有」が42.3%と最多で、「日頃から見守りのために共有」が25.2%、「個人情報なので共有しない」が7.3%となり、年代別では10・20代の「災害時など緊急の場合に限定して共有」が61.8%と突出、80歳以上は「災害時など緊急の場合に限定して共有」29.9%に対し「日頃から見守りのために共有」31.8%が相対的に高いなど、世代ごとにプライバシー意識と防災・見守りのバランス感覚が異なっています。

【自治会での住民の情報共有について（年代別）】



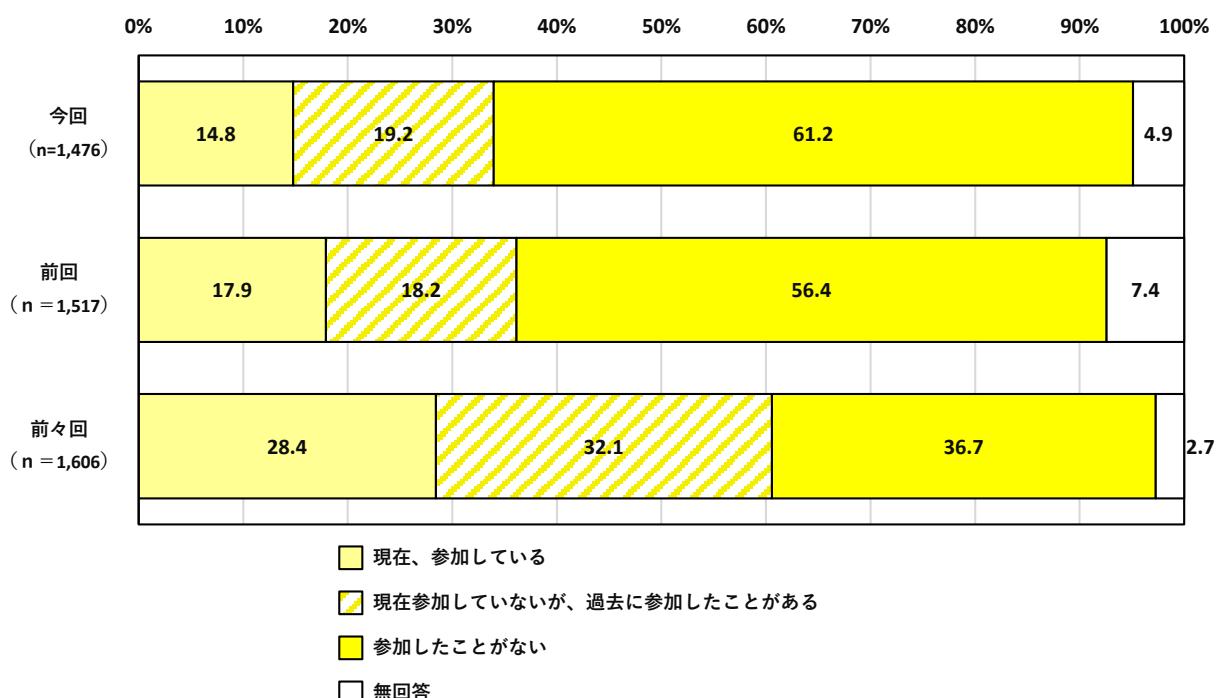
資料：地域福祉計画策定のためのアンケート調査（令和7年3月）

3. 担い手不足と無関心層の広がり

●現在、自治会や地区社会福祉協議会（地区社協）、ボランティアなどの地域福祉活動に参加しているか

地域福祉活動への参加状況について、今回では「現在参加している」14.8%、「現在は参加していないが過去に参加したことがある」19.2%、「参加したことがない」61.2%となり、経年で見ると現在参加層は一時的に増加傾向も見られましたが、参加経験のない層が依然6割を超えています。

【地域福祉活動への参加状況（全体・経年比較）】

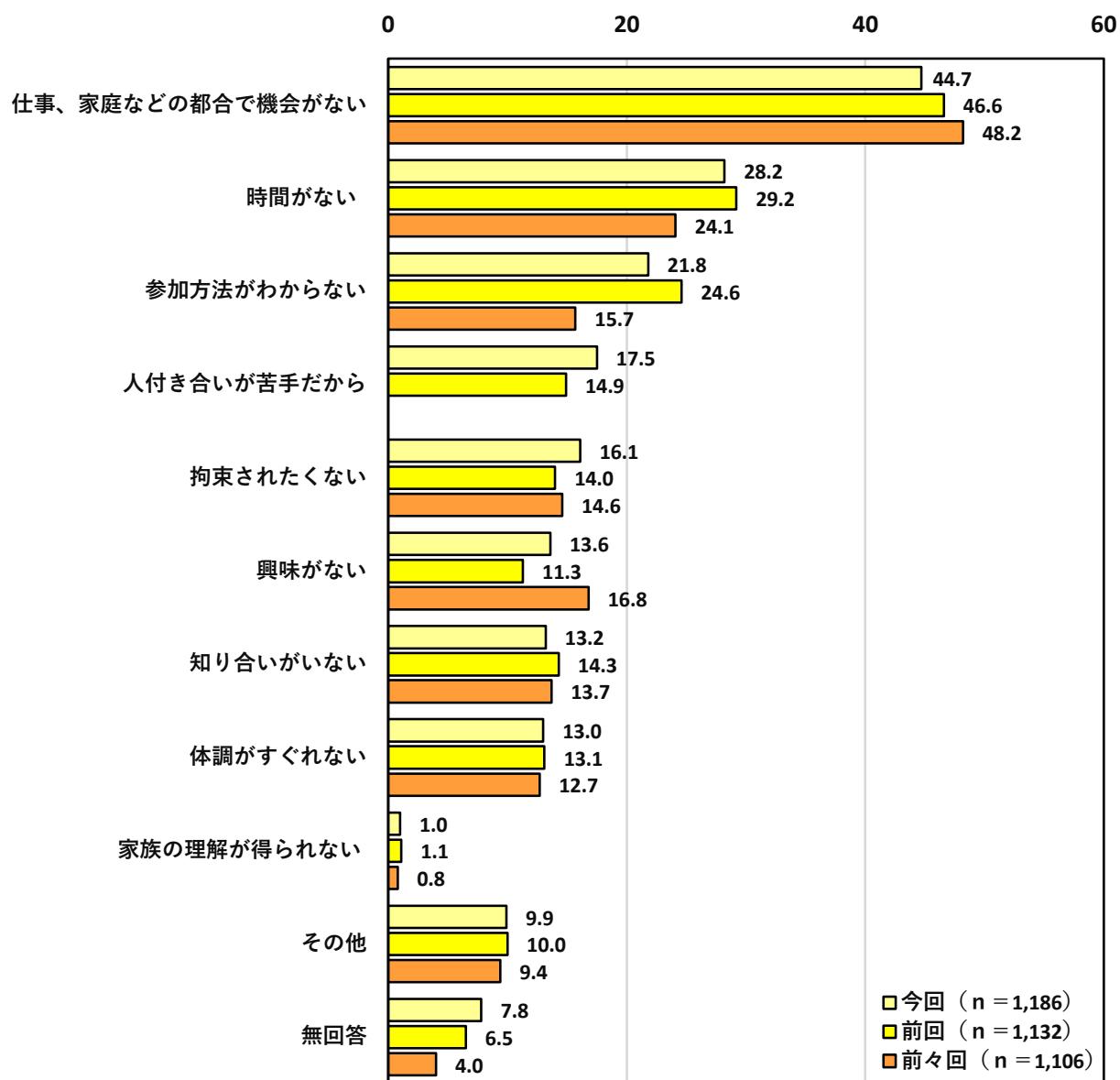


資料：地域福祉計画策定のためのアンケート調査（令和7年3月）

●現在活動に参加していない理由

現在活動に参加していない理由は「仕事・家庭などの都合で機会がない」44.7%と「時間がない」28.2%が二大要因で、「参加方法がわからない」21.8%や「人付き合いが苦手」17.5%、「拘束されたくない」16.1%も一定数を占め、経年でみると未経験層の増減にかかわらず上位理由の構図はあまり変化がみられません。

【現在活動に参加していない理由（全体・経年比較）】



資料：地域福祉計画策定のためのアンケート調査（令和7年3月）

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念と将来ビジョン

(1) 基本理念

**誰もが認め合い、支え合い、
自分らしく安心して暮らせるまちづくりを目指して**

地域福祉の充実には、市民一人ひとりが地域の中で互いを認め合い、支え合う関係を築くことが欠かせません。そのためには、身近な地域でお互いに関心を持ち、日々の変化に気付き、必要に応じて地域の支援活動や行政の福祉サービスへつなげていく仕組みが求められます。

第五次座間市総合計画の政策5に掲げる「共に認め合い、支え合うまちづくり」の実現に向けて、本計画では、「誰もが認め合い、支え合い、自分らしく安心して暮らせるまちづくりを目指して」を基本理念とし、すべての市民が自分らしく安心して生活できる地域社会の実現に向けて各施策を推進します。

(2) 将来ビジョン

本計画が目指す将来像は、世代や分野を超えて人と人、人と地域資源が有機的に結びつき、誰もが役割や居場所を持ちながら、地域社会の一員として参画できる社会の実現です。互いに支え合い、安心して暮らすことのできる関係性を築くことにより、市民一人ひとりが生きがいを持ち、地域全体で課題を解決しながら持続的に発展していく「地域共生社会」を創出していきます。本計画の推進を通じて、座間市は誰もが安心して暮らせる地域福祉の将来ビジョンを具体化していきます。

～地域共生社会～



1. 包括的な支援体制

誰もが認め合い
支え合える



自分らしく安心して
暮らし続けられる



2. 安心して暮らせる環境



3. 支え合いの地域

2 基本目標

地域福祉の将来ビジョンを実現するため、計画の根幹となる基本目標を設定します。これらの目標を指針として施策を展開することで、計画推進の確実性を高めていきます。本計画においては、第2章で抽出した課題を踏まえ、3つの基本目標を定めて対応を図ります。

基本目標 1

包括的な支援体制の推進

従来の福祉の枠組みに収まらない複合・複雑化した課題に対応できるよう、総合的な相談に応じることができる体制の整備を行います。また、アウトリーチや多機関協働による市全体で適切な支援できる体制の構築、個別性の高いニーズを抱えた人に対応するための地域の社会資源を活用した社会とのつながりを作る支援、世代や属性を超えて交流が生まれるような地域づくりを推進します。

地域内の様々な機関・専門職とつながり、適切な支援や各機関・専門職の強みを生かした支援ができるようネットワークを構築します。

基本目標 2

安心して暮らせる環境整備

一人暮らしの高齢者が増加し、地域コミュニティのつながりが希薄になる中で、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができるよう、生活環境の整備を進めます。見守り体制や日常生活の支援体制を強化するとともに、地域の多様な人々が互いに支え合う関係づくりを促進し、孤立の防止や緊急時にも安心できる仕組みを整えます。また、行政、地域住民、福祉・医療関係機関などが連携し、情報共有や相談支援が円滑に行えるような体制づくりを推進します。こうした取組を通じて、すべての人が心身ともに安心して暮らし続けられる地域社会の実現をめざします。

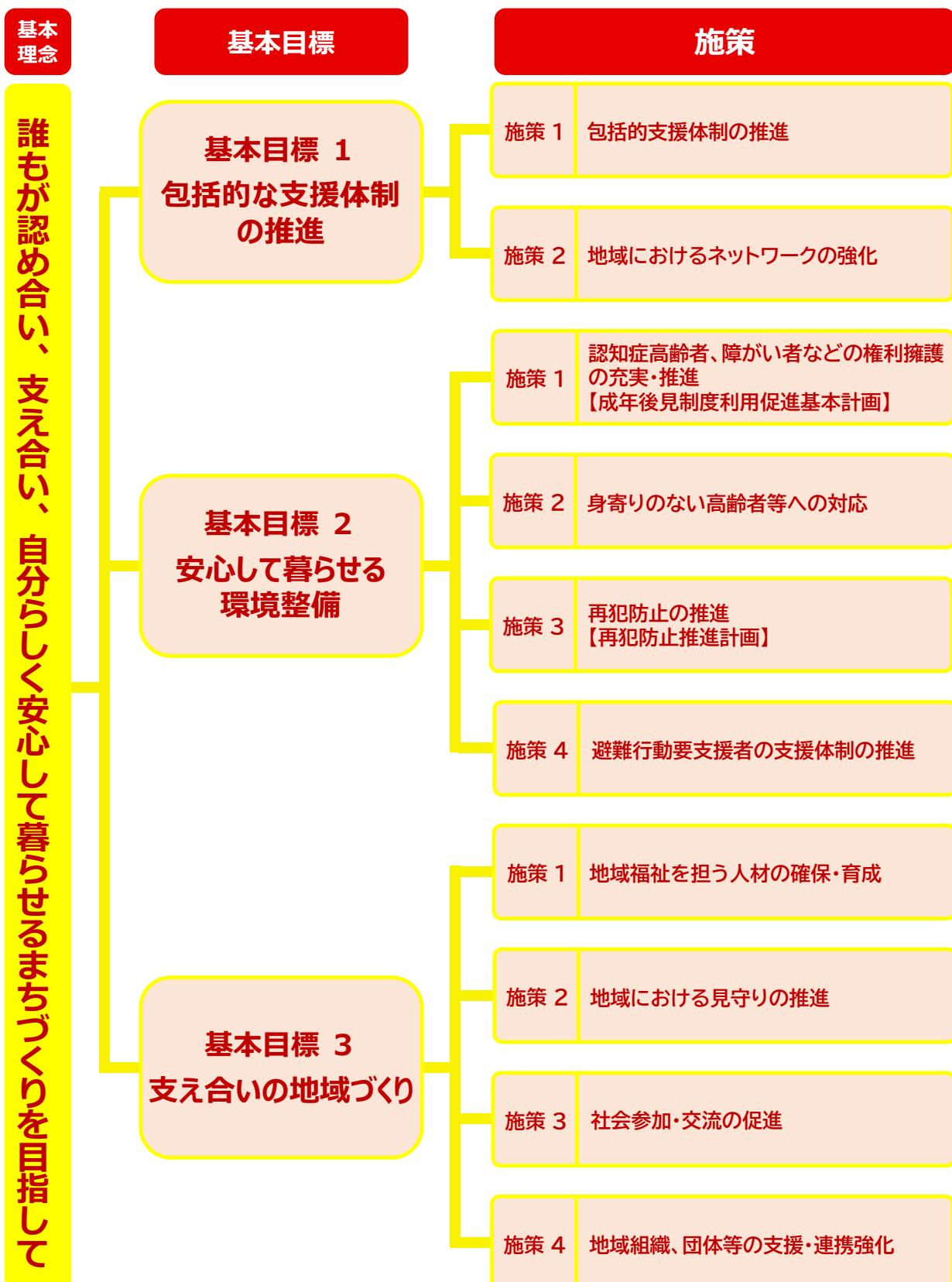
基本目標 3

支え合いの地域づくり

地域福祉を担う人材の確保・育成を進めるとともに、地域で誰もが参加しやすい活動環境を整備し、地域住民が主体となって互いに支え合う地域づくりを推進します。住民同士が顔の見える関係を築き、日常的な見守りや声かけが自然に行われるような地域コミュニティの形成を図ります。また、自治会・民生委員・福祉団体・社会福祉協議会など多様な関係主体との連携を強化し、地域の中にある人材や資源を活かした体制を構築します。こうした取組を通じて、世代や分野を超えて信頼やきずなが育まれる、安心して暮らせる地域づくりをめざします。

3 施策の体系

3つの基本目標をもとにそれぞれの施策を展開します。



第4章

施策の展開

基本目標1　包括的な支援体制の推進

施策1　包括的な支援体制の推進

現状と課題

多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するため、従来の福祉の枠組みに収まらない複合課題を受け止める「断らない相談」体制の構築が急務です。アンケートでは「気軽に相談できる体制の充実」が 45.1%で最も高い一方、福祉サービス情報を「ほとんど入手できていない」層が 36.1%存在し、情報格差層への積極的なアウトリーチが必要です。また生活保護率が 1.93%に上昇し、生活困窮者の相談需要が多様化（新規相談件数の大幅減少と相談の質的変化）しており、対象者の属性を問わず、窓口となる地域組織・団体の連携と、個別支援を担う関係部署との連携による包括的な相談支援体制の整備が重要です。

施策の方向性

- ・従来の福祉の枠組みに収まらない複合・複雑化した課題に対応できるよう、総合的な相談に応じることができる体制を目指します。
- ・支援が届いていない人に支援が届くような支援体制の構築を目指します。
- ・多機関と連携し、市全体で包括的な相談支援体制の構築を目指します。
- ・既存の各制度における社会参加に向けた支援では対応できない人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源等を活用して社会とのつながりを作るための支援体制を構築します。
- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備することを目指します。

主な取組事業

取組名	取組内容
生活困窮者自立支援事業	<ul style="list-style-type: none">・対象を限定しない相談窓口を充実します。・どこに相談しても必要な機関につながる体制を引き続き実施します。・困りごとがある個人や世帯が、自ら声を上げやすいよう、相談体制を充実します。
民生委員等活動支援事業	
自殺対策事業	困りごとがある個人や世帯に対し、関係部署が連携し、必要に応じて包括的な支援体制を実施します。

施策の指標・目標

施策の指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
支援計画作成件数	136件	200件

施策2 地域におけるネットワークの強化

現状と課題

複合・複雑化する課題の早期発見と支援を実現するには、社会福祉法人、企業、NPO、学校、医療機関など地域の多様な主体（ボランティアセンター登録54団体を含む）が、それぞれの役割や専門性を活かしながら連携・協働する必要があります。現状では「多機関協働による福祉問題解決の場づくり」を重要と考える市民が14.8%にとどまり、ネットワーク構築の重要性の市民認識がまだ十分ではありません。また、孤独感について「どちらともいえない」層が23.9%、特に10-20代では21.1%と曖昧層が厚く、80歳以上では「わからない」3.7%と把握困難層が存在することから、地域の多様な機関が各自の強みを活かして連携し、見逃されやすい層へのアウトリーチを含めた、市全体で支援できるネットワーク構築が急務です。

施策の方向性

地域内の様々な機関・専門職とつながり、適切な支援や各機関・専門職の強みを生かした支援ができるようネットワークの構築を目指します。

主な取組事業

取組名	取組内容
生活困窮者自立支援事業	・日々の活動を通して地域の多様な主体が地域住民等の変化に気づくという意識を広めることの必要性を啓発します。
民生委員等活動支援事業	・地域の多様な主体が、それぞれの強みを生かし、連携できるきっかけづくりや、地域における連携に関するニーズの把握に努めます。
保護司会活動事業	・ボランティア等による学習支援、子どもの居場所づくり等生活課題の解決に向けた取組を通じて、人々がつながりや困りごとの相談に結びつくよう支援します。
地域福祉補助事業	
自殺対策事業	

施策の指標・目標

施策の指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
支援会議開催の体制構築	—	—

基本目標2 安心して暮らせる環境整備

施策1 認知症高齢者、障がい者などの権利擁護の充実・推進 【座間市成年後見制度利用促進基本計画】

1 計画策定の趣旨

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方（以下「本人」という。）の日常生活を法律的に支援する制度です。財産の管理や介護・福祉サービスの利用契約、入院・施設入所に関する契約の締結や履行確認などをひとりで行うことが難しい場合に、成年後見人・保佐人・補助人・任意後見人（以下「成年後見人等」という。）が本人の意思をできる限り尊重しながら、財産管理や身上保護を行い、本人の生活と権利を守ります。

急速な高齢化の進行に伴い、判断能力が不十分となる方の増加や、障がいのある人を支える家族の高齢化、「親亡き後」への不安などが顕在化し、成年後見制度の利用ニーズは今後ますます高まることが見込まれます。一方で、成年後見人等への支援体制や意思決定支援、身上保護等の福祉的視点が十分でないなど、必要な方が制度を十分に活用できていない現状も指摘されています。

こうした状況を踏まえ、国は平成 28 年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「成年後見制度利用促進法」という。）を施行し、平成 29 年に「成年後見制度利用促進基本計画」を、さらに令和 4 年には第二期計画を策定しました。同法において、市町村は国の計画を勘案し、基本的な計画を定め、必要な措置を講ずるよう努めることとされています。

座間市では、地域共生社会の実現に向け、本人の意思を尊重しながら、尊厳のあるその人らしい生活を継続し、地域社会の一員として安心して暮らすことができるよう、「座間市成年後見制度利用促進計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、市の成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項に規定する「市町村成年後見制度利用促進基本計画」として策定します。

3 計画の期間

この計画は、「座間市地域福祉推進計画」と同じ令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

現状と課題

高齢化率が今後 30%台で推移する見通しの中、65 歳以上人口は高水準で約 39,000 人を超える。要介護・要支援認定者は約 1,000 人増加（5,521 人→6,396 人、令和 2~7 年）し、特に要介護 3・4 の中重度が着実に増加しています。加えて精神障がい者が 1,307 人→1,801 人と大幅に増加し、知的障がい者も 1,051 人→1,343 人へ増加しています。これらの多様な対象者に対して、認知症高齢者や障がい者への適切なサービス確保と権利擁護の充実が重要である一方で、「権利擁護の促進」を重要と考える市民は 3.0%にとどまり、市民の認識が十分ではありません。今後、社会福祉協議会、地域包括支援センター等の関係機関と連携し、適切なサービスにつながる支援体制と、地域における見守り合い・気づき合い・支え合いの環境構築が急務です。

施策の方向性

社会福祉協議会、地域包括支援センター等の各機関と連携し適切なサービスにつながる支援体制の構築をします。また見守り合い、気づき合い、支え合いの地域を目指します。

主な取組事業

取組名	取組内容
成年後見制度利用促進事業	社会福祉協議会や地域包括支援センター等の各機関と連携し支援体制を構築します。

施策の指標・目標

施策の指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
成年後見制度利用支援事業実施件数	42件	45件

施策2 身寄りのない高齢者等への対応

現状と課題

ひとり暮らし高齢者や身寄りのない高齢者が増加する一方で、自治会加入率が45.0%から35.6%へ低下し、世帯当たり人数も2.20人から2.08人へ縮小するなど、地域や家族を中心とした支え合いの基盤が急速に弱体化しています。さらに外国人住民も3,292人から4,230人へ増加し、支援形態の多様化が求められています。こうした中で、身寄りのない高齢者が頼れる身寄りのないことによる生活上の課題に関する相談窓口が明確でなく、従来は家族や親族が担ってきた日常生活支援、入院・入所の手続支援、死後事務の支援等が著しく不足しています。市民の孤独感では「どちらともいえない」が23.9%と曖昧な状況にあり、身寄りのない層を見逃さない体制が必要です。市、社会福祉協議会、民間サービスとの連携を強化し、既存の支援体制の枠組み（断らない相談窓口、地域包括支援センター等）を最大限活用した、身寄りのない高齢者等の相談支援と生活支援ネットワークの構築が必要です。

施策の方向性

既存の支援体制の枠組みの連携を強化し、身寄りのない高齢者の生活上の課題に関する相談を受け止め、支援につなげる体制を目指します。

また、市、社会福祉協議会、民間サービスとの連携体制を構築し、各機関の強みを生かした支援ができる体制を目指します。

主な取組事業

取組名	取組内容
行旅病人等援護事業	・既存の支援体制の枠組み（断らない相談窓口や地域包括支援センター等）の連携を強化し、身寄りのない高齢者等の相談支援機能を強化します。
生活困窮者自立支援事業	
成年後見制度利用促進事業	・市、社会福祉協議会、民間サービスの連携体制を構築します。
民生委員等活動支援事業	・既存のプラットフォームを活用します。。

施策の指標・目標

施策の指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
引取り手のない遺体の引継ぎ件数	15件	10件

施策3 再犯防止の推進

【座間市再犯防止推進計画】

1 計画策定の趣旨

全国的に刑法犯の認知件数は減少傾向にありますが、刑法犯で検挙された再犯者の割合は依然として高く、全体の約半数を占めています。犯罪をした人の中には、安定した職や住まいを確保できない人、薬物やアルコールなどへの依存を抱える人、また高齢や孤立により支援基盤が乏しい人など、地域で自立した生活を送る上で課題を抱える人が少なくありません。こうした人々が再び犯罪に至ることを防ぐためには、出所・出院後の生活基盤を整え、課題に応じた継続的な支援を社会全体で行なうことが重要です。

平成 28 年 12 月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」では、地方公共団体が国の計画を踏まえ、地域における再犯防止の取組を推進するよう努めることが定められています。

座間市においても、この法律の趣旨を踏まえ、国や関係機関、民間団体などと協力し、再犯の防止に向けた取組を推進します。これにより、犯罪をした人が地域社会の一員として再び生活基盤を築けるよう支援するとともに、市民が犯罪被害を受けない、安全で安心に暮らせる地域社会の実現を目指し、「座間市再犯防止推進計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、再犯の防止等に関する基本的な方向性や施策を明らかにするもので、再犯防止推進法第 8 条第 1 項に規定する「地方再犯防止推進計画」として策定します。

3 計画の期間

この計画は、「座間市地域福祉推進計画」と同じ令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

現状と課題

全国的に刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、再犯者の割合は依然高いです。市内では生活困窮に関する新規相談が1,300件から231件へ大幅に減少し、就労決定者も112人から22人へ激減しています。生活保護率は1.73%から1.93%へ上昇し、就労・家計・住まいの支援が不足していることが懸念されます。さらに要介護認定者が約1,000人増加し、精神障がい者が1,307人から1,801人へ大幅に増加するなど、福祉的支援が必要な層が拡大しています。これらの背景から、高齢や障がい、安定した住居・就労がない理由から社会復帰できず、再び犯罪に至る人が増加していることが推測されます。市民の「相談やサービスが利用できない方への支援」の認識も7.1%と低く、保護司会との連携強化と、断らない相談支援を通じた、出所・出院後の生活基盤整備と継続的な支援体制の構築が重要です。

施策の方向性

犯罪をした人等が社会復帰できるように社会復帰支援や再犯防止の取組が充実した地域を目指します。

主な取組事業

取組名	取組内容
保護司会活動事業	<ul style="list-style-type: none">保護司確保に向けた支援及び保護司会との連携を実施します。「断らない相談支援」を通じて生活困窮に陥った方に対する包括的な支援を実施します。非行の防止、立ち直り支援のための関連機関と連携します。再犯防止に関する取組の周知と意識の啓発を実施します。
生活困窮者自立支援事業	座間市“社会を明るくする運動”推進委員会における活動の活性化に努めます。

施策の指標・目標

施策の指標	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和11年度)
保護司の人数	19人	27人

施策4 避難行動要支援者の支援体制の推進

現状と課題

今後、65歳以上人口が高水準で推移し、要介護・要支援認定者が増加する中で、災害時における要配慮者への福祉的支援ニーズの増大が懸念されます。現状では防災訓練の参加率が低いです。（参加なし 53.1%、分からぬ・実施していない 14.3%）また若年層における防災訓練の認知度も低い傾向にあります。市民ニーズでは「緊急時の手助け」47.1%と「安否確認の声かけ」39.8%が高く、「災害時の支え合い」も 35.9%で高い一方、自治会での情報共有について「個人情報なので共有しない」7.3%と、プライバシー保護と災害対応のバランスに課題があります。平時から福祉における体制・研修・支援の枠組みを構築し、防災関係部署との連携を強化し、平時の見守り活動と災害時の支援が一体となった枠組みを整備することが重要です。

施策の方向性

平時から災害を想定した福祉の準備が必要なため、福祉における体制や研修、支援の枠組みを平時から構築できるように目指します。

主な取組事業

取組名	取組内容
避難行動支援者の支援体制の推進事業	<ul style="list-style-type: none">防災関係部署とも連携した包括的な支援体制を構築します。災害時避難行動要支援者名簿の整備、普及に努めます。災害時避難行動支援等を通じた、災害時だけでなく平時における地域主体の見守り活動の普及に努めます。

施策の指標・目標

施策の指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
災害時避難行動要支援者個別計画書の策定率	100%	100%

基本目標3 支え合いの地域づくり

施策1 地域福祉を担う人材の確保・育成

現状と課題

民生委員児童委員や自治会などの地域福祉活動の担い手確保は、全市的な課題です。自治会加入率が45.0%から35.6%へ低下し、老人クラブ会員も1,881人から1,483人へ減少するなど、地域福祉活動の基盤そのものが縮小しています。また、地域活動への参加も「参加したことがない」層は61.2%と依然高く、参加しない理由として「仕事・家庭の都合」44.7%と「時間がない」28.2%が二大要因です。さらに深刻な課題として、子ども人口が0-14歳で17,001人から9,973人へと大幅に減少（令和27年）することが見込まれ、将来の地域福祉担い手の確保が極めて深刻です。継続して地域福祉に関わる人材を確保・育成とともに、短時間・単発・役割選択制など、多忙な世代が参加しやすい環境づくりをしていく必要があります。

施策の方向性

民生委員・児童委員が活動しやすい環境を目指します。

主な取組事業

取組名	取組内容
民生委員等活動支援事業	地域福祉に関わる人材の確保、育成に努めます。

施策の指標・目標

施策の指標	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和11年度)
民生委員の充足率	95%	100%

施策2 地域における見守りの推進

現状と課題

地域には、社会的孤立や生活困窮など、既存の制度だけでは解決困難な潜在的生活課題が多く存在しています。市民の孤独感は「あまり感じない」35.2%一方で「やや感じる・感じる」計 12.2%、「どちらともいえない」23.9%と、約 3 人に 1 人が地域とのつながりに不安を感じている。生活保護率は 1.73%から 1.93%へ上昇し、生活困窮者の相談内容も多様化しています。市民ニーズでは「緊急時の手助け」47.1%と「安否確認の声かけ」39.8%が高い一方、「相談やサービスが利用できない方への支援」を重要と考える市民は 7.1%にとどまり、見守りの重要性について市民認識が十分ではありません。また外国人住民も 3,292 人から 4,230 人へ増加し、言語・文化の違いによる見守りの課題も生じています。地域主体の穏やかな見守り・気づき・支え合いの重要性を改めて啓発し、潜在的生活課題を早期に発見して対応する体制づくりが重要です。

施策の方向性

地域の見守りを通して、潜在している生活課題を早期発見できるような地域を目指します。

主な取組事業

取組名	取組内容
生活困窮者自立支援事業	・家族や近所の人等、周囲の人の変化に気づき、身近な支援機関や支援者、行政等につなげる大切さを幅広く市民に周知します。
民生委員等活動支援事業	・困りごとを抱えている人を支援につなげるための相談窓口（関係機関）を周知します。 ・支援が必要な人だけでなく、その予兆がある人を受け止め必要な支援につなげることの必要を周知します。

施策の指標・目標

施策の指標	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和11年度)
民生委員の充足率	95%	100%

施策3 社会参加・交流の促進

現状と課題

働き方の多様化や時間的制約により、地域福祉活動への参加が困難になっている市民が多いです。現在の活動参加率は14.8%で前回17.9%から減少しており、参加しない理由が「仕事・家庭の都合」44.7%、「時間がない」28.2%と二大要因であり、忙しい現役世代の参加環境が整っていません。さらに「参加方法がわからない」21.8%、「拘束されたくない」16.1%、「人付き合いが苦手」17.5%など、参加障壁が多様であることが分かります。一方で就学前児童数が5,771人から4,788人へ減少しており、子ども世代の地域活動参加の基盤も縮小しています。多様な世代が地域福祉活動に参加しやすい環境を整えるため、短時間・単発参加、役割の選択制、オンライン活動、親子での参加機会の充実など、参加形態の多様化と柔軟な受け入れ体制の構築が重要です。また、就学前を含めて子どもの頃から地域とのつながりを作る工夫が重要です。

施策の方向性

多様な世代の方が地域福祉活動に参加しやすい環境を目指します。

主な取組事業

取組名	取組内容
社会参加、交流の促進事業	<ul style="list-style-type: none">様々な人が地域福祉活動に興味を持ち、参加しやすい活動が実施できるよう啓発します。地域福祉活動を通じて、地域住民同士が顔を合わせ交流できるよう啓発します。就学前も含め、子どもの頃から地域とつながる機会を増やすだけでなく、親世代や親と子、就労世代や退職の方等が一緒に参加し、継続して地域とつながりを持つことの必要性を周知します。地域への参加の在り方も人により異なることから、多様な価値観に合わせた地域活動の在り方の模索します。

施策の指標・目標

施策の指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
地域福祉活動に参加している市民の割合	37%	50%

施策4 地域組織、団体等の連携強化

現状と課題

社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、自治会連合会、自治会などが、それぞれの役割を最大限に発揮し、相互に連携する体制の構築が求められています。市内ではボランティアセンター登録団体が54団体（障がい支援14、学術・文化14、子育て支援10等）と多分野にわたっていますが、これらの団体間の横断的連携が十分に構築されていません。自治会加入率が45.0%から35.6%へ低下し、地域基盤組織の基盤そのものが縮小する中で、限られた地域資源をいかに効果的に活用するかが課題です。市民の「地域の自主的な活動と行政サービスの連携強化」の重要性認識は10.4%と低く、「地域福祉活動を担う人材育成」を重要と考える市民も23.9%にとどまります。さらに外国人住民が3,292人から4,230人へ増加し、多言語対応や文化的配慮を含めた新たな連携分野が生じています。社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、自治会、ボランティア組織が、高齢者・障がい者・子ども等の各分野を超えて、課題に応じて柔軟に連携する体制と、その連携の重要性を市民に周知する取組が必要です。

施策の方向性

社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、自治会連合会、自治会などが、その団体ごとの役割を互いに認識し、課題に合わせて柔軟に連携する体制を目指します。

主な取組事業

取組名	取組内容
地域福祉計画推進事業	・社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、自治会やボランティアグループ等が互いにつながり連携することの重要性を周知します。
地域福祉補助事業	・高齢者、障がい者、子ども等の各分野で活動している様々な団体が、分野を超えて連携することの重要性を周知します。
民生委員等活動支援事業	

施策の指標・目標

施策の指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
地域福祉計画推進に関する研修の実施	1	4

第5章

計画の推進

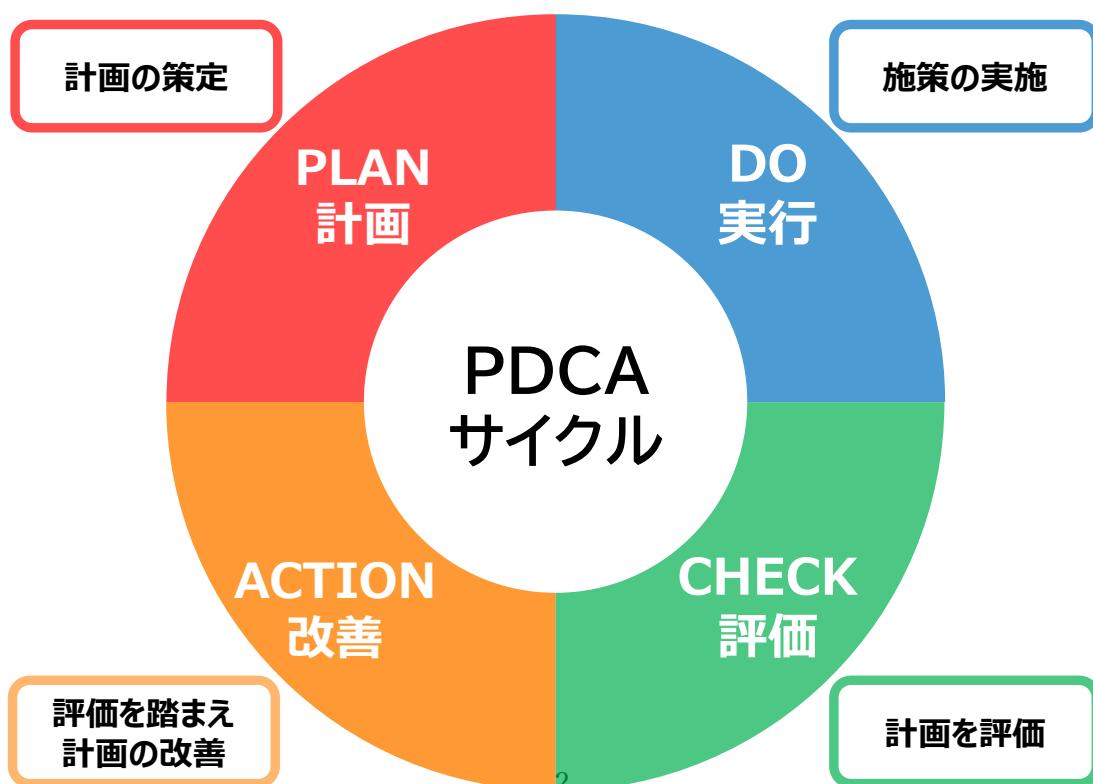
1 計画の推進について

本計画は市の公式ホームページで公開とともに、各地区での会議等を通じて広く市民の皆様へ周知し、浸透を図ります。また、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」との整合を確保しつつ、民生委員・児童委員協議会や自治会連合会、NPO、ボランティア団体など、地域福祉を担う多様な主体との連携体制を強め、計画の推進力を高めていきます。

さらに、地域住民が直面する複雑・多層化した福祉課題に対応するため、児童、高齢、障がいといった従来の三分野にとどまらず、医療、保健、雇用・労働、教育、権利擁護、防災・減災、都市計画等の幅広い分野と結び付け、横断的な連携・協力の枠組みを構築します。そのうえで、全庁の関係施策・事業の所管課と調整しながら、実行段階での協働と具体的な取組の展開を進めています。

2 計画の管理・評価について

計画を着実に前へ進めるには、Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)というPDCAの枠組みを運用し、基本目標の到達度を適切に点検しながら必要な修正を加える進行管理が欠かせません。進捗管理は、基本目標単位で総合的に判断・評価を行い、見直しや改善が必要な事項を検討しつつ、計画の実効性を高める運用を行います。あわせて、地域福祉に関する対応は、児童・高齢・障がいの三分野のみならず、医療や保健、雇用・労働、教育、権利擁護、防災・減災、都市計画など広範な分野と深く関係することから、関連する各分野別計画の整合を図り、関係機関・関係団体との連携を強めながら、全庁的に進捗を管理していきます。



第6章

資料編

参考資料

- ・座間市地域保健福祉サービス推進委員会
- ・計画の策定経過等を掲載予定